

第三十七回国会 大蔵委員会 議 録 第二一 号

昭和三十五年十二月十三日(火曜日)

午後四時十九分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君
理事細田 義安君 理事毛利 松平君
理事山中 貞則君 理事石村 英雄君
理事佐藤次郎君 理事平岡忠次郎君
伊藤 五郎君 宇都宮徳馬君
金子 一平君 川村善八郎君
簡牛 九夫君 田澤 吉郎君
高田 富與君 谷垣 專一君
津雲 國利君 永田 亮一君
西村 英一君 藤井 勝志君
米山 恒治君 加藤 勘十君
栗林 三郎君 藤原豊次郎君
堀 昌雄君 横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

總理府事務官 中野 正一君
(經濟企画庁調 整局長)
大蔵政務次官 大久保武雄君
大蔵事務官 宮川新一郎君
(大臣官房長)
大蔵事務官 石原 周夫君
(主計局長)
大蔵事務官 村山 達雄君
(大蔵事務官 西原 直廉君
(理財局長)
大蔵事務官 石野 信一君
(銀行局長)

大蔵事務官 賀屋 正雄君
(為替局長)
委員外の出席者
大蔵事務官 村上孝太郎君
(大臣官房財務 調査官)
門 (員 抜井 光三君

十二月十三日

委員大橋武夫君辭任につき、その補 欠として福田赴夫君が議長の指名で 委員に選任された。

十二月十二日

産業投資特別会計法の一部を改正す る法律案(内閣提出第一五号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一六号)
昭和三十六年分の給与所得等に対す る所得税の源泉徴収の臨時特別に関 する法律案(内閣提出第一七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國際開發協會への加盟に伴う措置に 関する法律案(内閣提出第一号)
日本開發銀行法の一部を改正する法 律案(内閣提出第二号)
食糧管理特別会計法の一部を改正す る法律案(内閣提出第五号)
昭和三十五年産米穀についての所得

税の臨時特別に関する法律案(内閣 提出第六号)
産業投資特別会計法の一部を改正す る法律案(内閣提出第一五号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一六号)

昭和三十六年分の給与所得等に対す る所得税の源泉徴収の臨時特別に関 する法律案(内閣提出第一七号)
補造たはこの定価の決定又は改定に 関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四号)(予)

○足立委員長 これより會議を開きま す。

國際開發協會への加盟に伴う措置に 関する法律案、日本開發銀行法の一部 を改正する法律案、食糧管理特別會計 法の一部を改正する法律案、昭和三十 五年産米穀についての所得税の臨時特 例に関する法律案、産業投資特別會計 法の一部を改正する法律案、日本輸出 入銀行法の一部を改正する法律案、昭 和三十六年分の給与所得等に対する所 得税の源泉徴収の臨時特別に関する法 律案及び製造たばこの定価の決定又は 改定に関する法律の一部を改正する法 律案の八法律案を一括して議題といた します。

國際開發協會への加盟に伴う措置 に関する法律案

國際開發協會への加盟に伴う措 置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、國際開發協會 (以下協會)といふ。へ加盟する ために必要な措置を講じ、及び國 際開發協會協定(以下協定)とい う。の円滑な履行を確保すること を目的とする。

(出資額)

第二条 政府は、協會に対し、この法 律の施行の日における基準外國為 替相場(外國為替及び外國貿易管 理法(昭和二十四年法律第二百二 十八号)第七條第一項(外國為替相 場)の基準外國為替相場をいう。) で換算した本邦通貨の金額が百二 十億九千二百四十万円に相当する 協定第二條第二項(b)に規定する合 衆國ドルの金額の範囲内において 出資することができる。

(出資の方法)

第三条 政府は、協會に対し、金又 は自由交換可能通貨(協定第二條 第二項(f)に規定する自由交換可能 通貨をいう。以下同じ。)で、前条 の規定による出資をすることがで きる。

(國債による出資)

第四条 政府は、前条の規定により

協會に出資する自由交換可能通貨 が本邦通貨である場合には、当該 本邦通貨に代えて、その一部を國 債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するた め、政府は、必要な額を限度とし て國債を発行することができる。

3 國際通貨基金及び國際復興開發 銀行への加盟に伴う措置に関する 法律(昭和二十七年法律第九十 一号)第五條第三項から第五項ま で(國債の發行条件)及び第六條か ら第十條まで(國債の償還、國債 整理基金特別會計への繰入れ等) の規定は、前項の規定により發行 する國債について準用する。この 場合において、同法第五條第四 項、第六條及び第七條第一項中 「基金又は銀行」とあるのは、「國 際開發協會」と読み替えるものと する。

(寄託所の指定)

第五条 日本銀行は、日本銀行法 (昭和十七年法律第六十七号)第二 十七條(業務)の規定にかかわら ず、協定第六條第九項の規定によ る協會の保有する本邦通貨その他 の資産の寄託所としての業務を行 なるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際金融公社」を、「国際金融公社及び国際開発協会」に改める。

理 由

国際開発協会への加盟に伴い、同協会に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の見出し中「借入金」を「借入れ及び債券発行」に改め、同条第一項中「借入金の額」を「借入金の現在額及び第三十七条の二第一項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額をこえて発行することができる。

第十八条の二第二項中「前項の規定による借入金」を「前項本文の規定による借入れ及び債券発行」に改める。

第十九条第一項中「借入金の利子」の下に「第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子（その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む）」を加える。

第二十四条第二項中「借入金の利子」の下に「第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十七条第一項中「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（外貨債券の発行）

第三十七条の二 日本開発銀行は、第十八条第一項に規定する業務を行なうために必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨をもつて表示する債券（以下「外貨債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本開発銀行は、外貨債券を失つた者

に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3 日本開発銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第三十七条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十二年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により発行する外貨債券に係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、前条第二項の規定により発行する外貨債券に係る債務について保証契約をすることができる。

（利子等の非課税）

第三十七条の四 第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発

行する外貨債券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下本項中「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。

ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十一条第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同条第三号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第五号中「資金の借入」を「資金の借入れ若しくは外貨債券の発行」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

日本開発銀行の貸付等の財源の確保に資するため、同行が外貨債券を発行することができることとし、その政府保証その他所要の事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ二中「額ハ通シテ最高四千四百億円トス」を「限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ベシ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

食糧管理特別会計の運営の円滑化を図るため、食糧証券等の限度額

は、予算をもつて、国会の議決を経ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十五年産米穀についての

所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者が、その生産した昭和三十五年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十五年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十六年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十五年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十五年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十五年十月一日から同月

十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十五年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十五年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十五年十一月一日から昭和三十六年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十五年産米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資する

ため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項」を「附則第十三項及び第十四項」に改める。

第三条中「及び附則第十三項」を「並びに附則第十三項及び第十四項」に改める。

附則中第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14 政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、百二十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十五年度において、一般会計からこの会計に繰入金をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百五十八億円」を「五百八十三億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得に対する源泉徴収の所得税を軽減するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者、扶養親族、給与所得又は退職所得 それぞれ法第一条第一項、第八条第一項前段又は第九条第一項第五号若しくは第六号に規定する居住者、扶養親族、給与所得又は退職所得をいう。

二 給与所得者の扶養控除等申告

書 第七條の規定により読み替えられた法第三十九條第一項及び第二項に規定する申告書をいう。

三 給与所得者 昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までとの間に支給される給与所得を有する者をいう。

(二)以上の給与所得者等の扶養親族の所属の特例)

第三條 給与所得者を含む二人以上の納税義務者(以下この条及び第五條第一項において「二以上の給与所得者等」という。)と生計を一にする扶養親族が二人以上あるときは、これらの扶養親族は、法第八條第一項後段の規定にかかわらず、それぞれ当該二以上の給与所得者等のうちのいずれか一人の扶養親族とすることができ、この場合において、給与所得者は、当該扶養親族を自己の扶養親族とするには、政令で定めるところにより、給与所得者の扶養控除等申告書にその旨を記載しなければならぬ。

(給与所得についての源泉徴収の特例)

第四條 昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八條第一項の規定の適用について

は、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替へる字句	読み替へる字句
法第三十八條第一項第一号	第三十九條	昭和三十一年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の特例に關する法律(以下臨時特例法といふ)第七條の規定により読み替へられた第三十九條
別表第三	臨時特例法別表第一	扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した者(臨時特例法第五條第一項の規定の適用を受ける者を除く。以下乙表適用者といふ)
同項第二号から第五号まで	第三十九條	臨時特例法第七條の規定により読み替へられた第三十九條
別表第三	臨時特例法別表第一	第一号に規定する乙表適用者の扶養親族のうち年齢十五歳以上の者があるときは、そのうちの一人を除く。以下この項において「年長扶養親族」という。)を有するこ
同項第六号	別表第三	臨時特例法別表第一
同項第七号イ及びロ	第三十九條	臨時特例法第七條の規定により読み替へられた第三十九條
別表第四	臨時特例法別表第二	
同項第七号ハ及びニ	別表第三	臨時特例法別表第一

2 給与所得者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く)が、配偶者以外の扶養親族で年齢十五歳以上のもの(前項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項

第一号に規定する乙表適用者の扶養親族のうち年齢十五歳以上の者があるときは、そのうちの一人を除く。以下この項において「年長扶養親族」という。)を有するこ

とを記載した給与所得者の扶養控除等申告書を提出した場合には、その者に支給される給与所得に対する前項の規定の適用について、次に定めるところによる。

一 前項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額(同項第一号の給与の金額、同項第二号の給与の金額に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月額額又は同項第四号の給与の日割額をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ)から、年長扶養親族の數に應じ、その年長扶養親族一人につき二千元(別表第一の日額表を適用するときは、七十円)を控除した金額を給与の月額又は日額とみなして、これらの規定を適用する。

二 前項の規定により読み替へられた法第三十八條第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等(同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賞与の金額の

六分の一(当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえるときは、十二分の一)に相当する金額をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ)から、年長扶養親族の數に應じ、その年長扶養親族一人につき二千元を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなして、これらの規定を適用する。

(扶養親族の所属を二以上の給与所得者等に分けた場合の給与所得についての源泉徴収の特例)

第五條 二以上の給与所得者等が、第三條の規定により、同条の規定に該当する扶養親族をそれぞれの扶養親族とする場合には、次の者について別表第一の月額表又は日額表の各甲表を適用するものとする。

一 給与所得者が扶養親族とする者のうちに配偶者がなく、かつ、当該二以上の給与所得者のうちの他の納税義務者が扶養親族とする者のうちに配偶者がある場合には、その給与所得者二以上の給与所得者等がそれぞれ扶養親族とする者のうちに

配偶者がない場合には、当該二以上の給与所得者等のうちの一入（これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。）を除く他の給与所得者

2 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八条

第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、同項第一号に掲げる第一順位の扶養親族がないときは」とあるのは、「臨時特例法第五条第一項の規定の適用を受ける者であるときは」と読み替えるものとし、次の各号に掲げる税額をそれぞれ同項各号に掲げる税額とみなす。

一 前条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養

親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円（別表第一の日額表を適用するときは、百七十円又は百円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

二 前条第一項の規定により読み

替えられた法第三十八条第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額（退職所得についての源泉徴収の特例）

第六条 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される退職所得に対する法第三十八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替える字句	読み替える字句
法第三十八条の二第一項	別表第五	臨時特例法別表第三
同条第三項	第九条第一項第六号イからヘまでに定めるところにより	第九条第一項第六号ホの規定の適用がないものとして同号イからニまでに及びヘに定めるところに準じて

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の特例）
第七条 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に提出する法第三十九条第一項から第三項までに規定する申告書に対する

同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替える字句	読み替える字句
法第三十九条第一項	扶養親族について第十一条の規定の適用を受ける場合及び当該扶養親族に該当する旨の同項各号の順位	臨時特例法第五条第一項の規定に該当する場合に、その旨
同条第三項	その年中の給与所得の収入金額につき命令の定めるところにより第九条第一項第三号及び第二十八号の規定に準じて計算した金額が基礎となる除額と扶養親族の合計額に満たない	昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得につき、臨時特例法第四條第一項又は第五條第二項の規定により読み替えられた第三十八條第一項又は第四項の規定により徴収される所得税額がない

（年末調整の特例）

第八条 昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における法第四十条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額をそれぞれ同項各号に掲げる金額とみなす。

一 当該期間中に支給される給与所得につき第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項の規定により徴収する所得税額の合計額

二 当該期間中に支給される給与所得の収入金額（法第四十条第一項第二号に規定する社会保険料の金額又は生命保険料の金額があるときは、これらの金額を控除した金額）の合計額の十二分の一に相当する金額を給与の支給期が毎月と定められている給与の金額とみなし、第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号又は第四項の規定により求めた税額に十二を乗じて計算した金額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一 昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第 五号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円 10,300	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の8%に相当 する金額
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未 満	税 額											
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,792
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	77,500	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,258
77,500	78,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
78,500	79,500	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,290	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,000	8,500	8,000	7,500	7,000	6,500	6,000	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,380	8,780	8,180	7,580	7,000	6,400	5,800	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,130	8,530	7,930	7,350	6,750	6,150	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,860	8,260	7,660	7,060	6,460	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,660	8,060	7,460	6,860	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,000	8,400	7,800	7,200	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,380	8,780	8,180	7,580	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,130	8,530	7,930	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,860	8,260	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,660	33,733
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,000	34,408
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,380	34,975
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,583
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八條 第一項第 五号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,583
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,583
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,583
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,583
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	69,066
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166
200,000 円 を こえ 226,000 円に満たない 金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額											81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円 を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第五号の規定による 税額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
226,000円	57,350 ^円	54,730 ^円	53,850 ^円	52,980 ^円	52,100 ^円	51,230 ^円	50,350 ^円	49,480 ^円	48,600 ^円	47,730 ^円	46,850 ^円	92,866 ^円
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											92,866円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000円を こえる金額の 40%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	107,350 ^円	104,730 ^円	103,850 ^円	102,980 ^円	102,100 ^円	101,230 ^円	100,350 ^円	99,480 ^円	98,600 ^円	97,730 ^円	96,850 ^円	155,366 ^円
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											155,366円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000円を こえる金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	182,500 ^円	179,880 ^円	179,000 ^円	178,130 ^円	177,250 ^円	176,380 ^円	175,500 ^円	174,630 ^円	173,750 ^円	172,880 ^円	172,000 ^円	247,216 ^円
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											247,216円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の 税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 417 円を、 扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 417 円を、上の各欄によつて求めた税額 から控除した金額												

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(三) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢 15 歳以上のものをいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円

(ii) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(ロ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者(第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法 第 三 十 八 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 税 額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,680	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,090	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
190,000円	192,000円	43,060円	42,180円	41,310円	40,430円	39,560円	38,680円	37,810円	36,930円	36,060円	35,180円
192,000円	194,000円	43,760円	42,880円	42,010円	41,130円	40,260円	39,380円	38,510円	37,630円	36,760円	35,880円
194,000円	196,000円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円	37,460円	36,580円
196,000円	198,000円	45,160円	44,280円	43,410円	42,530円	41,660円	40,780円	39,910円	39,030円	38,160円	37,280円
198,000円	200,000円	45,860円	44,980円	44,110円	43,230円	42,360円	41,480円	40,610円	39,730円	38,860円	37,980円
200,000円		46,210円	45,330円	44,460円	43,580円	42,710円	41,830円	40,960円	40,080円	39,210円	38,330円
200,000円をこえ 226,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこ える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
226,000円		55,310円	54,430円	53,560円	52,680円	51,810円	50,930円	50,060円	49,180円	48,310円	47,430円
226,000円をこえ 351,000円に満た ない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこ える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
351,000円		105,310円	104,430円	103,560円	102,680円	101,810円	100,930円	100,060円	99,180円	98,310円	97,430円
351,000円をこえ 518,000円に満た ない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこ える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
518,000円		180,460円	179,580円	178,710円	177,830円	176,960円	176,080円	175,210円	174,330円	173,460円	172,580円
518,000円をこえ る金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこ える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老
年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

(1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうち 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合に
は、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円

(2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保
険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該
当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親
族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控
除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額か
ら、さらにこれらの控除が認められるごとに 417 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第一 昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 日 額 表
甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額	
円 370円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
370	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	134	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第五号の規定による 税額	丙 法第三十八条 第一項第六号の規定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	6
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	35	30	20	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第一 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第一 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額												
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,560	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,560	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除 後の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第五号の規定による 税額	丙 法第三十八条 第一項第六号の規定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額											2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の45％に 相当する金額を加算した金額	1,113円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35％に 相当する金額を加算した金額
7,530円		1,910円	1,820円	1,790円	1,765円	1,735円	1,705円	1,675円	1,645円	1,615円	1,585円	1,555円	3,076円	1,473円
7,530円をこえ 11,700円に満 たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											3,076円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の50％に 相当する金額を加算した金額	1,473円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40％に 相当する金額を加算した金額
11,700円		3,580円	3,490円	3,460円	3,435円	3,405円	3,375円	3,345円	3,315円	3,285円	3,255円	3,225円	5,161円	3,141円
11,700円をこ え17,250円に 満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											5,161円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の55％に 相当する金額を加算した金額	3,141円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45％に 相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税額	
	扶 養 親 族 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
17,250 円	6,075 円	5,985 円	5,955 円	5,930 円	5,900 円	5,870 円	5,840 円	5,810 円	5,780 円	5,750 円	5,720 円	8,213 円	5,638 円	
17,250 円をこえる金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											8,213 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額	5,638 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族 1 人ごとに 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(三) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢 15 歳以上のものをいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(ii) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(イ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、
- (イ) (イ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（法第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ニ) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(1)の(イ)及び(ロ)により求めた金額が、その求める税額である。

口 日 額 表

乙 表 (扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者(第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 1,520	円 1,560	円 100	円 85	円 75	円 60	円 50	円 40	円 30	円 20	円 15	円 5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

口 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,580	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,580	4,660	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610
4,660	4,740	865	840	810	785	760	735	710	685	660	635
4,740	4,820	885	860	835	810	785	760	735	710	685	660
4,820	4,900	910	885	860	835	810	785	760	735	710	685
4,900	4,980	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,980	5,060	965	935	910	885	860	835	810	780	755	730
5,060	5,140	990	960	930	905	880	855	830	805	780	755
5,140	5,220	1,020	990	960	930	905	880	855	830	805	780
5,220	5,300	1,045	1,015	990	960	930	905	880	855	830	805
5,300	5,380	1,075	1,045	1,015	985	955	930	905	880	855	830
5,380	5,460	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	930	900	875	850
5,460	5,540	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	985	955	925	900	875
5,540	5,620	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	955	925	900
5,620	5,700	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	925
5,700	5,780	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	950
5,780	5,860	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980
5,860	5,940	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005
5,940	6,020	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035
6,020	6,100	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
6,100	6,180	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090
6,180	6,260	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120
6,260	6,340	1,410	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145
6,340	6,420	1,440	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175
6,420	6,500	1,465	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,500 円		1,480	1,450	1,420	1,395	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
6,500 円をこえ 7,530 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35% に相当する金額を加算した金額										
7,530 円		1,840	1,810	1,780	1,755	1,725	1,695	1,665	1,635	1,605	1,575
7,530 円をこえ 11,700 円に満た ない金額	7,530 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530 円をこえる 金額の 40% に相当する金額を加算した金額										
11,700 円		3,510	3,480	3,450	3,425	3,395	3,365	3,335	3,305	3,275	3,245
11,700 円をこえ 17,250 円に満た ない金額	11,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額										

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
17,250 円		6,005 ^円	5,975 ^円	5,945 ^円	5,920 ^円	5,890 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,800 ^円	5,770 ^円	5,740 ^円
17,250 円をこえる金額		17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (イ) 法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。
 (ロ) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうち 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額である。

若しくはロ又は同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

イ の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 法第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
族 の 数											
6人	7人	8人	9人	10人							
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
28,100円	29,400円	30,300円	31,700円	32,500円	34,000円	34,700円	36,400円	37,000円	38,700円	1,000円	3,000円
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600円以上		490,900円以上		493,200円以上		495,500円以上		497,700円以上		246,400円以上	

第三十八条第一項又は第四項とする。
三項に規定する申告書をいう。

額を求める。

うちに年齢15歳以上の者があるものについては、そのうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた

後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

れているときを含む。)は、(3)に該当する場合を除き、
金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえないときは、この表によらず、法第三十八条第一項第七号ハ又はニの

から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の
族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額
(の(3)に準じて計算する。)

別表第二 昭和36年1月から3月までの賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（法第三十八条第一項第七号イ）

賞与の 金額に 乗ずべ き率	法 第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,200	未満	15,700	未満	18,200	未満	20,700	未満	23,200	未満	25,700	未満
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,300	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,300	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (イ) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法
 (ロ) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第
 (備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(イ) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢15歳以上のものをいい、乙表適用者でその扶養親族の
 場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき、及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該
 規定により税額を計算する。

(ロ) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与
 扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親
 に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(イの(3)と同様の場合には、

別表第三 昭和36年1月から3月までの退職所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条の二第一項の規定による所得
税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の金		税 額	退職所得の特 別控除後の金		税 額	退職所得の特 別控除後の金		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,200
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,400
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,600
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	10,800
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,000
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,200
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	11,400
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	11,600
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	11,800
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	12,000
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	12,200
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	12,400
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	12,600
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	12,800
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	13,000
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	13,200
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	13,400
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	13,600
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	13,800
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	14,000
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	14,200
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	14,400
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	14,600
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	14,800

(二)

退職所得の特金 税額			退職所得の特金 税額			退職所得の特金 税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
300,000	304,000	15,000	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700
480,000	486,000	28,500	780,000	786,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500
486,000	492,000	28,950	786,000	792,000	51,450	1,188,000	1,196,000	91,300
492,000	498,000	29,400	792,000	798,000	51,900	1,196,000	1,204,000	92,100
498,000	504,000	29,850	798,000	804,000	52,350	1,204,000	1,212,000	92,900
504,000	510,000	30,300	804,000	810,000	52,800	1,212,000	1,220,000	93,700
510,000	516,000	30,750	810,000	816,000	53,250	1,220,000	1,228,000	94,500
516,000	522,000	31,200	816,000	822,000	53,700	1,228,000	1,236,000	95,300
522,000	528,000	31,650	822,000	828,000	54,150	1,236,000	1,244,000	96,100
528,000	534,000	32,100	828,000	834,000	54,600	1,244,000	1,252,000	96,900
534,000	540,000	32,550	834,000	840,000	55,050	1,252,000	1,260,000	97,700

(三)

退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額	退職所得の特 別控除後の金 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 187,500円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 312,500円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら 312,500円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 312,500円を控 除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら 312,500円を 控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,312,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,812,500円 を控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 112,500円を控 除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,312,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、退職所得の収入金額から、この法律第六条の規定により読み替えられた法第三十八条の二第三項(所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十九号)附則第六項を含む。)の規定により計算した退職所得の特別控除額を控除した金額(この表において「退職所得の特別控除後の金額」という。)を求める。

(二) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

理 由
所得税の軽減を昭和三十六年一月から実施する予定であることにかえりみ、これに関する改正法律が施行されるまでの間に支給される給与所得及び退職所得についてすみやかに減税の効果が及ぶようにするため、これらの所得に対する源泉徴収の所得税を軽減する所得税法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

同	同
光	ピース

長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本 四〇円
同	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本 三〇円

同	ピース	長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル
同	光	同
同	スリーエー	同

黄色種葉たばこ六〇%以上を用いた特殊加香を施した上級品	一〇本 四〇円
黄色種葉たばこ五五%以上を用いた上級品	一〇本 三〇円
黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた特殊加香を施した上級品	一〇本 三〇円

フィルター付紙巻たばこ	ホー プ	長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル
-------------	------	----------------------------

黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた特殊加香を施した上級品	一〇本 四〇円
-----------------------------	---------

フィルター付紙巻たばこ	ホー プ	長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル
同	ハイライト	長さ 八〇ミリメートル 内周 二五ミリメートル

黄色種葉たばこ五五%以上を用いた上級品	一〇本 四〇円
黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本 三五円

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 日本専売公社が昭和三十六年三月三十一日以前に製造たばこの小売人に売り渡すハイライトに対する改正後の製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律本則第一項の規定の適用については、同項の日本専売公社製造たばこの価格表のハイライトの項中

長さ 八〇ミリメートル 内周 二五ミリメートル	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品
----------------------------	---------------------

理 由

現に試製して販売中の製造たばこ「スリーエー」及び「ハイライト」の売れ行きの状況にかえりみ、これらをさらに継続して販売するため日本専売公社製造たばこの価格表に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う

先進諸国が一体となって低開発諸国の経済開発を援助することがきわめて重要であるとの認識に基づきまして、新たに設けられました国際的な開発金融機関でありまして、本年九月二十四日協会協定が発効し、十一月八日第一回理事会を開催して正式に業務を開始いたしました。同日までの協会加盟国は、米、英、西独を初め二十二カ国で、同日現在の出資承諾額は合計七億二千六百二十七万ドルであります。このような国際機関としてはすでに世界銀行等があるわけでありまして、それらの性格上融資の対象、条件等におのずから制約があり、そのために低開発諸国の開発援助をより効果的な方法により促進するため、新たな国際機関を設立することが要請された次第であります。

国際開発協会は十億ドルの資本金で世界銀行加盟国により構成されることになっておりますが、わが国は、従来からの低開発諸国に対する開発援助に加えて、このような国際機関による活動が、一そう効果をもたらすものと考え、進んでこれに加盟しようとするものであります。

なお、協定によりますと、この協会の原加盟国となるためには本年十二月三十一日までに一切の加盟手続を了する必要がある、わが国としてはこの協会の設立を提唱した国の一つでもある関係上、ぜひとも年内に加盟を終わって原加盟国となることが望ましいわけでありまして、そのためには加盟手続の前提となるこの法律の早急な成立が必要とされる次第であります。

次に、この法律の概要を申し上げます。国際開発協会協定により、わが

国の出資額は三千三百五十九万合衆国ドルすなわち百二十億九千二百四十万円となつておりますので、政府は、この金額を限度として同協会に對して出資し得ることを規定いたしました。この出資は金または自由交換可能通貨によつて行なふこととなつております。

なお、協定によりますと、自由交換可能通貨として本邦通貨を出資することが認められております。

次に、協定によりますと、出資額の一部については、それが本邦通貨である円で払い込まれる場合には、本邦通貨の払い込みを国債の交付によつてかゝることが認められておりますので、この出資のために協会に交付する国債の発行等に関して必要な事項を規定いたしました。

なお、この国債は、協会から要求のあり次第直ちに現金で支払われるべきものでありますので、政府は協会からこの国債について償還の要求があつた場合には直ちに償還を行なうとともに、償還財源に不足がある等のため償還ができない場合を考慮して、政府はその償還できない金額に相当する国債の買い取りを日本銀行に對して命ずることができるといたしましたのであります。

次に、協会が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することといたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本開発銀行は、昭和二十六年に設立されたのでありますが、政府出資金及び政府借入金等の財政資金をもつて重要産業に對する設備資金の融資を行

ない、わが国経済の再建と産業の開発に大きな役割を果たしてきています。これは御承知の通りでありまして、その開発資金貸付残高は現在約五千三百二十億円に上つております。

このほか、同行は昭和二十八年以来いわゆる世銀借款の窓口として、電力、鉄鋼等の重要産業に對する世界銀行からの借款による外貨貸付をも担当しているものであります。その貸付残高は現在約八百九十億円に達してあります。

わが国重要産業の設備資金を世銀借款を初めとする外貨資金によつて調達することにつきましては、今後とも、これが円滑な導入をはかつていくことが必要と考えられますが、近年わが国の経済力の充実、国際信用の向上等に伴い、従来はもっぱら世銀借款が主体となつていたのに對して、今後は次第に外国の民間資金による借款を期待してよい段階になつて参るものと考へられるのであります。このような事態に即応して、外国より民間資金を導入するためのもつ方法として、この際日本開発銀行に外貨債券発行の道を開き、今後機会を見てこれが発行を行なわれしめることが適切な方策であると考へられます。これがためできる限り早期に外貨債券発行の法律上の権能を日本開発銀行に付与することが必要であると考へられるのであります。ここに日本開発銀行法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

なお、この法律案の内容は、さきに第三十四国会に提出いたしました法律案の内容と同じであります。これに基づき発行せらるべき外貨債券の元

利金支払いの政府保証については、昭和三十五年度一般会計予算総則においてすでに必要な措置が講じられていたものであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一は、日本開発銀行が大蔵大臣の認可を受けて外貨債券を発行することができるようになることとあります。現在、同行の資金調達の方法は、政府からの借り入れと外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借り入れに限られておりますので、外貨債券の発行について新たに規定を設けることとしたのであります。

第二は、外貨債券の発行額の限度を借入金と合わせ現行の借入金の限度額の範囲とすることとあります。現在、借入金の限度につきましては、日本開発銀行の金融機関としての健全性を確保する見地から、資本金及び準備金の合計額すなわちいわゆる自己資本額の二倍までと定められているのであります。外貨債券もこの限度の範囲内で発行することといたしました。

第三は、政府が、外貨債券の債務について、他の政府関係機関の発行する債券と同様、予算の定める限度においてこれを保証することができるようになることとあります。

第四は、外貨債券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、国際慣行にならぬ非課税措置を講ずることとしてい

ることとあります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在食糧管理特別会計において、食糧の買入れ代金等の支払いに充てるため、証券を発行し、借入金をし、及び一時借入金をするのであります。金額の限度額は、食糧管理特別会計法第四條ノ二の規定により「最高四千四百億円」と定められております。本年度当初におきましては、この限度額の範囲内で不足資金をまかなうことができませんでした。予定していたのであります。本年の豊作により、米穀の買入れ予定量が当初の三千四百萬石から四千萬石に大幅に増加するなどの関係から、現行の限度額の範囲内では不足資金をまかなうことができないものと思われまので、この限度額を引き上げる必要が生じたのであります。

この食糧証券等の限度額と食糧の買入れ費等の予算とは、本質的に密接な関係を持つものでありますので、食糧証券等の限度額につきましては、むしろ歳入歳出予算とあわせて国会の審議を仰ぐこととするのが最も合理的な措置であると考えられます。従いまして、今後は、この食糧証券等の限度額は予算をもつて国会の議決を経ることと改めようとするのが、この法律案の内容でございます。

なお、この限度額につきましては、今回の予算補正におきまして、本年度は五千億圓とすることとし、別途、特別会計予算総則により審議をお願いしている次第であります。

次に、昭和三十五年産米穀について所得税の臨時特例に関する法律案に

ついて、提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、昭和三十五年産の米穀につき、事前売り渡し申込制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が同年産の米穀を政府に對し事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合には、従来と同様、同年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分に応じ、玄米百五十キログラム当たり（二石当たり）平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

産業投資特別会計におきましては、同会計の貸付金の償還金及び利子、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、この会計に帰属する国庫納付金、前年度の歳計剰余金等を財源として、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のための投資を行なうこととしてい

るものであります。昭和三十五年の当初予算においては、これらの取入金により総額二百六十億圓の投資を行なうこととしていたところでありま

一般会計から百二十億圓を限りこの會計に繰り入れをする必要がございますので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月日本輸出入銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入及び海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参っておりますことは御承知の通りであります。

日本輸出入銀行の業務は、わが国貿易の進展に伴って着実に伸びてきており、その融資残高は、本年十一月末において千九百九十億圓に達しております。今後も、海外からのプラント輸出等の引き合いは、東南アジアを初めとして、さらに増加していくことが予想されますとともに、東南アジア諸国との経済協力もまたインド、パキスタン等を初めとして一層その実をあげていくものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案はますます増加する見通しであります。

このような状況にかんがみまして、昭和三十五年年度の財政投融資計画において、政府は、日本輸出入銀行の融資見込額を七百二十億圓と推算し、このため必要な資金として同行に對して新たに三百六十億圓の資金を供給することとしたのであります。その後、本年度に入りましてから、プラント輸出の増加等によりまして、同行に對する資金需要は予想以上に旺盛となり、年度内に資金不足を生ずる状況とな

なつて参つたのであります。この資金不足を補てんするため、同行の収支状況をも勘案し、昭和三十五年補正予算において、産業投資特別會計から同行に對して新たに百二十五億圓の出資を行なうこととしたしく、現在御審議を願つてゐる次第であります。これに對し、日本輸出入銀行法の一部を改正して、同行の資本金四百五十八億圓を百二十五億圓増加し五百八十三億圓とする必要がありま

次に、昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、税制調査会の答申を基礎として、平年度一千億圓以上の減税を行なうことを目的に、現下の情勢に最も即応した昭和三十六年度の税制改正を実施したいと考へております。このうち、國民の期待の大きい所得税の減税は、昭和三十六年分の所得から行なうこととし、來たる通常国会に所要の法律案を提出する所存であります。特に給与所得及び退職所得につきましては、あらかじめ明年一月以降に源泉徴収を受ける税額から減税の利益が及ぼすことが適當であると考へ、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

本法律案の概要を申し上げますと、昭和三十六年一月一日から三月三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得につきましては、明年度において改正を予定したております。控除及び税率に基づいて計算した源泉徴収税額により源泉徴収することとしたし、すなわち、この源泉徴収税額は、配偶者控除の創設、扶養控除の引

き上げ、給与所得控除の拡充、税率の緩和及び退職所得の特別控除額の限度の廃止を繰り込んで計算したておるのであります。配偶者控除につきましては、七万圓の扶養控除にかへ、新たに九万圓の控除を行なうこととし、扶養控除につきましては、十五才以上の扶養親族につき、現行の三万圓の扶養控除を五万圓に引き上げ、給与所得控除につきましては、新たに一万圓の定額の控除を設けるとともに、税率につきましては、七十萬圓未満の所得に適用される税率の緩和を行なつております。さらに、退職所得の特別控除額につきましては、従來退職者の勤続年数及びその在職中の年令に応じて計算し、その額が百萬圓をこえることとし、これを百萬圓にとどめることとしていたのであります。この百萬圓の限度を廃止して、退職者の勤続年数に応じて計算した特別控除額をそのまま控除できるようにいたしましたのであります。

このような諸控除及び税率の改正によつて所得税の負担は相當に軽減されるのであります。夫婦、子三人の給与所得者を例にとつてみますと、現在月収三万七千三百二十七圓までは所得税を納めなくてもよいのであります。したが、今回の改正により、これが月収三万二千五百二十二圓まで引き上げられることとなり、月収四萬圓の場合には、月千七百七十四圓の税金が六百五十圓となつて、約四十四%軽減されることになるのであります。

以上、本法律案の概要を申し上げます。この法律案の改正により、源泉徴収の所得税は昭和三十五年年度において約五十八億圓の減収となる見込みであります。

最後に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めてゐる価格表の一部を改正するものであります。

その概要を申し上げますと、まず、日本専売公社におきましては、十本当たり三十圓の「光」、「パール」の売上高が次第に減少の傾向にありますので、これを補うため、消費者の嗜好等を考慮の上、昭和三十五年五月一日から新たに両切り紙巻きたばこ「スリーエー」を試製して販売中であり、また、従來「フィルタ」付紙巻きたばこで國產のものは「ホープ」だけでありましたが、諸外國における「フィルタ」付紙巻きたばこの売り上げは年々増加し、わが國でも「フィルタ」付紙巻きたばこの発売増加を要する声が強いの

で、この要望にこたへるとともに、専売金の増収をはかるため、昭和三十五年六月二十日から「フィルタ」付紙巻きたばこ「ハイライト」を試製して販売中であります。「スリーエー」及び「ハイライト」はいずれも売れ行きが良好でありますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しようとするものであります。

次に、黄色種葉たばこの配合割合の実情に顧み、この機会に日本専売公社製造たばこの価格表の品質欄中「ピース」については黄色種葉たばこ五〇%以上とあるのを六〇%以上に、「光」及び「ホープ」については黄色種葉たばこ五〇%以上とあるのをそれぞれ五五%以上に改めて、これら製造たばこの黄

色種葉たばこ配合割合の最低限度を引き上げることとしたしました。

また、現在試製販売中の「ハイライト」の型式は内周二十六ミリメートルとなつておりますが、昭和三十六年四月一日以降日本専売公社が小売人に売り渡す「ハイライト」の型式は、内周を諸外國の「フィルタ」付ロング・サイズの紙巻きたばこと同様の二十五ミリメートルの規格に改め、一方品質においては、黄色種葉たばこの配合割合の最低限度を五〇%から五五%に引き上げることいたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○足立委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

堀昌雄君 ○堀委員長 続いて質疑に入ります。大臣がまだなかなかお見えにならないようですから、ちよつとそれまで村上財務調査官に少し講義をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

実はきょうのいろいろなあとの問題に関連のありますことと少し何つておきたいのは、一昨日以来本会議でも論議がされております問題との関係もございまして、米國経済の最近の実情について、四半期別のデータを、一つ年率で、設備投資、在庫投資、個人消費、その中でも耐久消費というふうなものについて、おわかりになつておる範圍で承りたい。

○村上説明員 アメリカの最近の景気動向につきましては、この夏以来やや停滞の傾向にございます。そのある程度の資料はここに持ち合わせておりますから申し上げます。

まず、国民総生産でございますが、この第一・四半期におきましては、待望の五千億ドルの年率を実現いたしました。五千十三億ドルというふうな数字を示しました。それから、次いで第二・四半期に入りまして、さらにその水準が少し上昇いたしました。五千五十億ドルという水準に達したのであります。第三・四半期にはやや停滞の感がございまして、五千三十億ドルと減少いたしております。

個人消費支出につきましては、アメリカの景気停滞の大きな原因である住宅とあるいは自動車購入とかいうふうな耐久消費財の需要というものは、いわゆる可処分所得におけるそのした年賦償還の金額が非常に大きくなつておりまして、その関係から停滞を示しておりますけれども、一般消費財につきましては、これは依然として、需要の状態は順調でございまして、それを総合しまして、個人消費支出は第一・四半期の三千二百三十億ドルから、第二・四半期には三千二百九十億ドル台というふうになつております。第三・四半期も、この個人消費支出につきましては大体横ばいというふうな数字を示しております。

それから、民間の投資でございますが、民間の投資は、これはいわゆるアメリカ景気の停滞の一つの原因になつておるところでございまして、第一・四半期の七百九十億ドルというものが、第二・四半期には七百五十億ドルと減少いたしました。さらに第三・四半期には七百億ドルというふうな水準に落ちてきております。しかし、これを一九五九年、去年の例に比べますと、たとえば第二・四半期の七百五十億ドル台に対しては、去年の第二・四半期は七百八十九億ドル台、わずかに四億くらいは減になります。大体私という程度の減少でございまして、大体私の持っております資料からは、最近のアメリカ景気の情勢はそういうふうな数字になつております。

○堀委員 一番肝心の耐久消費財の部分にお触れにならなかつたのですが、これは今お手元にご覧いただけますか。

○村上説明員 耐久消費財の需要だけを取り上げた資料を今持ち合わせておりませんが、御要望ならばあとで調べて差し上げます。

○堀委員 最近のいろいろな経済誌その他の伝えるところによりますと、実は、過般の臨時国会において、池田さんが、私どもの党の質問に対して、われわれが、アメリカの景気は下向に向かいつつあるのではないかと、アンダーソン財務長官が心配ないと言っているのだから、アメリカの景気は心配ないのだということをおっしゃったのは、まだ数月前のことでありまして、アメリカの景気の動向というものは、日本の経済には昔ほどの影響力はないかも知れませんが、やはりこれを度外視して日本経済を考えるわけにはいかないと思うのです。今のようない指標から見ると、村上さんはそう心配はないのじゃないかと受け取れるような御発言のように承つたのですが、すでにもうアメリカのリセッション

ンというものは始まっている。これが来年の上半期にはさらに深刻化するのではないかというふうな判断を持つておるのですが、これについてはいかがですか。

○村上説明員 アメリカの景気がこうした数字から現実停滞を示しているという事実は認めざるを得ないだろうと思つておりますが、だからといって、それを日本経済の立場から心配配と解するかどうかというところについては、二つの点から検討を要すると思つております。一つは、アメリカの景気の停滞が今後どう発展するかという問題であり、アメリカの景気の停滞が日本の貿易構造というものとどういふふうにつながつておるかという問題、この二つの点から検討すべきだと思つております。前者のアメリカ景気の停滞が今後どうなるかということにつきましては、これはいろいろお説もあろうかと思つておりますが、われわれの解しますところでは、最近における景気の動向がこれ以上非常に深刻化するといふことは読み取れないのであります。たとえば、大きな問題になつております在庫投資の問題につきましても、すでに相当調整過程は進み切つておる。従つて、現在在庫が非常に低い水準にあるということは、遠からず需要面においてよい結果として反映してくるのではないかと、あるいはまた、アメリカの政府は最近において静かなる景気対策というふうなことをやっておりますが、アメリカの政府筋は現在のアメリカの景気に対してあまり深刻に考えないということから、表面は停滞といふことをあまり認めることをがえんじないようでありまして、その

かわり、たとえば公共投資を繰り上げたりとやるか、あるいは財政支出の面からの需要振起策、あるいは公定歩合の引き下げというふうなことから、着々として対策を打つておるようでありまして、大体一般の見解としては、来年下半期には再びアメリカの景気は上昇に向かうのではないかと、それまでの過程においては、たとえば来年度の上半期においても現在の停滞現象が非常に深刻化するといふふうには考えておらぬといふことのようにあります。

で、われわれもこうした説に対してその理由を了解できるのであります。こゝろから見ますと、アメリカの景気停滞そのものが今後非常に深刻化するといふふうなことは、まず第一点の問題として考えられない。それから、第二点の問題として、アメリカの景気停滞と日本経済の関係でございますが、御存じのように、日本の対米輸出の相当部分というのは非耐久消費財の商品でございます。で、この非耐久消費財の商品というのは、過去の実績に徴しましても、アメリカの景気の消長とあまり変わらなく順調に従来輸出面では増大しておるもので、確かに耐久消費財の需要というふうなものには相当な景気的な消長の波があるかと思つておりますが、非耐久消費財を主とする日本の貿易にはそれほど大きな影響はない。御存じのように、ことしになりましたから日本の輸出は相当伸びておりますけれども、その伸びておりますのは機械動力になつておりますのは、東南アジアあるいは西歐向けの輸出でありまして、アメリカ向けの輸出はすでにこの上半期におきましても微増という程度になつております。

すので、今後その面の影響がアメリカ景気の停滞に関する限りそう深刻に日本の貿易を脅かすといふふうなことはなからうか、こゝろに理解しております。

○堀委員 まあ今のお話は、アメリカの問題をただアメリカと日本という関係だけでごらんになれば、私は多少さういふことが言ひ得るかと思つておりますが、資本主義社会全体として見た場合におけるアメリカの影響力というものは、直接的なものもあるけれども、間接的なものもある。結局今問題になつておりますところのドル防衛の問題一つにしてみても、これをアメリカ経済の今後の消長といふものとは決して切り離して考えることはできないといふことになつてくると、少し全体として村上さんのお考えは甘いのではないかと。第一、私どもはこのいろいろな政策を今後考えていく場合に、可能性の極限といふものに対するかまがが必要なのではないか。そうすると、アメリカ経済は一体来年度はどこまで落ちていくという見方がされておるのか。もちろんそれは今後の見通しの問題でありますから、それが変更されることは十分考えられますけれども、最悪の場合にはどこまでいくということに対応するだけの私たちのかまが方というものが少なくとも整えられていなければ、責任のある政治を今後やっていくわけにはいかないのではないかと。そうすると、今の場合に、上半期は少し停滞をするであらうけれども、下半期になれば持ち直すであらうというお話であります。そうすると、その上半期の落ち込み方といふものは、これはさつきおあげになつた指標のGNPで

○村上説明員 責任ある政治回答を私に求められて、まことに恐縮なのですが、おっしゃったように、来年度上半期のアメリカの景気が下半期の回復を控えてどの程度の状態になるだろうかということを経営で示せというわけでございます。私ども数字で示したいのではありませんが、これはななまやまででございますが、

ただ、景気が回復する場合の機動力には何があるのだという問題でござい
ます。これはいろいろな見方があろう
かと思ひます。たとえば、政府の財政支
出の増大、この面からの購買力の振起
ということも一つでございましょう。

また、鉄鋼の在庫がおそらく現在は千
五百万トンを超つておるんじゃないか
かと思うのでございますが、この春ごろ
までは、アメリカの鉄鋼の正常在庫は

二千万トンを上回る程度のものと考えられておったわけでありませう。それは、いわゆるコンバクト・カーというようなものが非常に生産の割合の大きなものを占めるに至って、鉄鋼の使用量が少なくなるとか、いろいろな問題があるかと思われるのでありますが、そういう影響はあるにしましても、現在

○堀委員　村上さんに何う範圍がどこまでか私もよくわかりませんからあれですが、どうも大臣が一向においでにならないので、やむを得ずもう少し続けたいのですけれども、今のお話の中で、鉄鋼の正常在庫が一体今度幾らかかかるといふことも、私はちよつと議論のあつるところじゃないかと思ひます。これ

すか、減つてきた。今のこれが正常在庫かも知れないと思います。そういうことは、今あなたは財政で今度少し返るだらうという話をされましたけれども、アメリカの場合には、軍需支出を今後増大するとしても、その軍需支出は一応鉄鋼に結びつかない。おそらく

○村上説明員 われわれが日本経済の将来をいろいろ予測します場合に、それに関係のある世界経済の動向については、もちろん検討をいたしますが、

その場合に、日本経済の見通しの場合のように、来年のGNPが一体幾らになるかということまでは考えておりません。それははく然と五千億ドル台を割るとか割らないとかいう程度のことを考えるということはありますけれども、外国のGNPについて、一々日本に見通しと同じようなそういう数字を

それから、政府の支出がふえたから
 といって、どうして鉄に結びつくのだ
 というところでございましてけれども、
 これは私もそう申し上げたわけではな
 いので、もちろん政府の支出がふえれ
 ば、それによって鉄鋼の需要もござい
 ましうけれども、それがいろいろな
 他の経済諸要素に影響して、たとえば
 自動車の購入台数というものがふえて
 くれば、それはもちろん直接に鉄鋼の
 需要にもなります。あるいは、住宅の
 需要がふえて参りますれば、これも鉄
 鋼に関係があるわけであります。そう
 いう意味から、私が申し上げたのは、
 要するにいろいろな経済の調整過程が
 大体終わっておりまうときに、そうい
 ういわば景気を上昇に向かわせるよう
 な一つの誘発点に刺激を与えるとい
 うと、それによっていろいろな需要が伸
 びて参るといふことを申し上げたわけ
 であります。

○掘委員 それじゃその問題はそこま
でにしまして、これはちよつと大蔵省
のどなたにお答えいだだくのかわかり
ませんけれども、最近の米国の金の保
有の事情、これについてちよつと教え
ていたきたいのですが……。

○賀屋政府委員 アメリカの金の流出
の状況でございますが、この月の十一

万ドルという数字になっておりまして、年初来の流出額は十四億七千万ドル程度、こういうことです。

○堀委員 私ちよつとわからない点があるのです。赤字の問題と金の流出の関係というのが、ちよつと私これまた不勉強でよくわからないのですが、大

体第三・四半期の赤字は、年率にする
と、国際収支で四十三億ドルの赤字と
いうことになっていて、そして年初来
の金の流出はやはり十四億ドルだ、こ
ういふことよりですが、この関連は
一体どういふことになっておるのか、
ちょっと教えていただきたい。

○貿易政府委員 国際収支上の赤字
は、一つは、大きく分けますと經常収
支と資本収支とあるわけでありまし
て、御承知のように、貿易面の經常の
面ではアメリカは輸出超過で黒字を出
してあります。それ以外に資本的な支
出、つまり軍事援助でありますとか、
後進国の開発援助のための支出が膨大
な金額に上りまして、結局国際収支上
の赤字を出してあるわけでありま

す。その結果アメリカに対する債権とい
うものが出てくるわけでありま

す。それはまるまる金に対する需要とい
う形には現れないわけでございますが、
債権がふえまして、ドルの債権とい
う形で持っている限りにおいては、必
ずしも金として国から出ていくとい
うことにはならないのではないかと考
えております。

らにある資料でどれくらいの関係に
なっているか、教えていただきたい。
○貿易政府委員 ただいまちょっと資
料を持ち合わせておりませんので、後
刻調べましてお答え申し上げます。

○堀委員 それでは、私の方でちょ
とわかつておるのを——これがあれ
かどうかとお調べ願いたいのです
が、大体短期ドル債権が百七十三億
ドルで短期債権が三十億ドルという
ことに何っているのですが、その中で、
短期債権の内訳の中に、日本の短期
債権が十五億ドルあるということに
なっておりますが、この日本の短期
債権の十五億ドル、それから日本の短
期債権の五億六千万ドルというのは、
一体どういふ格好のものなのか、
ちょっと教えていただきたい。

○貿易政府委員 その日本の短期債
権が十億ドルあるという点につきまして
は、私の方の資料がございませ
ん、どういふものを含んだ数字か、
ちょっとお答えいたしかねますが、ア
メリカに対する債務と申しましても、
為替銀行が持つておりますところの債
務ということにいたしますれば、銀行
からユーザンスを受けておりますと
か、あるいは輸入のユーザンスの残高
でありますとか、あるいは外銀から無
担保借り入れをいたしております場
合、そういったもの、その他細かい
ものでは棉花借款ですとか、石油の
スタンバイ・クレジットとか、そ
ういったものがあるのございませ
が、はたしてそういったものを総計しまし
て十億という数字をおあげになってい
るのか。その点は私どもまだ検討を要
する点だと思っております。

○堀委員 これは明日も委員会がある
ようですから、どこかで一つお調べ願
いたいのです。私が知っている範囲で
は、短期ドル債権は百七十三億ドル、
短期ドル債権が三十億ドル、要するに
百四十三億ドルくらいのもので請求が
あれば払わなければならないものがあ
るように伺っておりますわけなのです。
その中には、西独なり、カナダ、イギ
リス、日本、イタリア、スイスという
ようなところの債務と、日本その他の債
権とがあるということなので、これは
一回お調べを願いたいと思います。

そこで、もう一つ伺いたいのは、今
の日本の外貨保有が十七億九千万ドル
とか八千万ドルとかいろいろ伺ってい
るのですが、この内訳をちょっと教え
ていただきたい。要するにユーザンス
として大体どのくらいあるのか、それ
からユーロー・ダラーとしてどのくら
いあるのか、ネットのドルとして一体
どうなのかということ。

○貿易政府委員 ごく最近、十一月末
の外貨準備高は十七億六千万ドルで
ございまして、その内訳は金が二億四
千万ドル、それから預金の形で持つ
ておりますものが七億二千万ドル、そ
れから証券の形で持つておりますもの
が七億九千三百萬ドル、こういう形で
ございまして、今外貨準備の中に、この
短期債権が含まれておるようなお言葉
がございましたが、ただいま申し上げ
ました十一月末の十七億六千万ドルと
いう数字は、政府なり日本銀行が持つ
ております純資産でありまして、この
中には、例のオープン勘定の残高であ
りますとか、それから為替銀行が持つ
ております外貨、そういったものは含
んでおらない数字でございまして、従

まして、この十七億六千万ドルの内訳
としてこの短期の債務があるという観
念をいたすのは、理論的には誤まりで
なからうかと思っております。そして、
外貨準備との関係においてそういうも
のがあるじゃないかということになり
ますと、今度は為替銀行が持つており
ます資産というものを、片方にあるわ
けでございまして、為替銀行が負つ
ております債務全部を直ちに不安定な
ものとして十七億から引くというのは
必ずしも適当でないのございませ
う、そういう意味におきましては、十
七億六千万ドルというものはネットの
資産でございまして、その点を御了承
いただきたいと思います。

○堀委員 そうすると、それは御説
明でわかりましたが、それじゃユー
ロー・ダラーはこの十一月末で大体ど
のくらいなもので、ユーザンスの残高
はどのくらいになっているのか、伺
いたい。

○貿易政府委員 十一月末におきま
す Rondon のわが國為替銀行のドル預
金は二億一千三百萬ドルでございま
す。それから、ユーザンスの数字は、
十月末でございまして、六億一千五
百萬ドルでございまして、

○堀委員 そうすると、Rondon の二
億一千三百萬ドルと預金の関係という
ものは、これは完全に切り離して考
えていいことになりませんか。この七
億二千万ドルと二億一千三百萬ドルは全
然別個の勘定で見るとのこと、これに
理

解してよろしいわけですか。
○貿易政府委員 日本の為替銀行の支
店が Rondon でドル預金を受け入れ
た場合に、そのドルの使い方でござ
いまして、これはその貿易の關係の使

途に充てる、現地で商社等に貸し付け
るといったようなこともあるわけでご
ざいまして、大体日本に本支店勘定を
通じまして解禁すると申しますか、ド
ルを回してくるという金額は、その約
半分見当に当たっております。それ
が、御承知の七月に創設いたしました
いわゆる自由円勘定というものの中
に支店勘定名義として入っております
ございまして、これは直接には十七億
何がしという外貨とは關係がないわ
けでございまして、自由円に入りまし
ていろいろまた運用するわけございま
す。何と申しますか、ドルとして使
う予定のない、必要がない、さした
り手元にドルの形で置いておく必要
がない場合には、モフに外貨を売つ
てくるわけでございます。そうしま
す。そこで外貨の準備が増えつたこと
でくるわけでございます。直接十七
億と Rondon で受け入れられたドル預
金あるいはそれを解禁して参りました
ものとは結びつきはないわけござい
ますが、言えますことは、そういった
操作ができるということが、外貨準備
をふやす一つの原因にはなっております。

○堀委員 何か大へんよそのことのよ
うなお話で、ちょっと私も納得できな
いのですが、為替銀行は勝手に自由円
勘定にしたり、それをまたドルに入れ
かえたり、そう言ったときには幾らか
預金の中に入ってくるのだからという
話なんです、皆さんの方で、一体こ
のユーロー・ダラーの中からそういう
メカニズムを通じて入ってきておるも
のは幾らかということ、把握はして
いらつしやらないのでしょうか。さ

き半分くらいは関係がある、こういうお話だったので……

○質屋政府委員 数字で申し上げますと、自由円預金勘定が、十一月末で、円で申し上げますと六百三十五億円でございますが、そのうち興銀の本支店勘定に相当する分は三百八十五億円でございます。ドルに換算いたしますと一億七千万ドルということ、先ほど申しました二億一千三百万ドルのちよと半分ということでございます。

○堀委員 そすると、その一億七千万ドルというのは、今の七億二千万ドルの内側に入っておるといふことじゃないでしょうか。これはまた別個なのではないでしょうか。十七億六千万ドルの中の内訳の預金が七億二千万ドルあるとおっしゃった。この七億二千万ドルの中に、今の一億七千万ドルというのは入っているのじゃないですか。

○質屋政府委員 その自由円預金勘定を通してモフに売ってきた分はもちろん入っておるわけでございます。

○堀委員 あなたは、さっきこのお話を伺ったときに、これは全然別建とおっしゃったわけですね。メカニズムを通してこの半分はあるのじゃないか。外貨保有の十七億六千万ドルの中に入っておるのじゃないか。それとも、全然別個なものかと伺ったら、あなたはそれは別個だと言った。別個だということ、ほかにどこかにそれだけのドルがあるということになると、十七億六千万ドルというものは、その関係でどうなるか。私は全くおかしいと思う。そこでさっきの答弁はお取り消しになるか。要するに十七億六千万ドルの中の預金は――それは預金だと思ひますが、七

億二千万ドルの中に今の本支店勘定の一億七千万ドルというものは入っているんだということになるならば、私は一応それです承じます。どうなのでしょ

○質屋政府委員 私が申し上げましたのは、外貨準備ができました十七億六千万ドルという準備の内訳としてのユーロ・ダラーを解禁してきた分があるというわけではございません。それは一つの原因であつて、そういう操作を通しての十七億六千万ドルというものができて、この十七億六千万ドルは、一つのネットの資産であるといふことを申し上げたのでござい

ます。言い方がちよとむずかしくて、よく御理解できなかったかもしれせんが、その一億七千万ドルをモフに売ったであらう、従つてそれが十七億の一部をなしているという点は、お説の通りでございます。

○堀委員 お話が非常に込み入つていて、これは普通に聞いたらわからなくなつてしまふと思ひます。私が今申し上げておることは、なるほどメカニズムの中ではないかとそれは自由円勘定になり、その自由円勘定が本支店勘定の中に入つてきて、それが売られてドルになつてきておるといふことになつた場合には、これは原因とかなんとかではなくて、一貫した道筋としてそのドルになつた部分は当然その外貨保有高の中に入る。原因じゃなくて、これは一つのメカニズムになつてい

る、私はこゝろ理解しております。だから、要するにユーロ・ダラーというもののあり方と、それから預金というもののあり方と、われわれの外貨保有というものは完全に断ち切られてお

るものではなくて、それはなるほど関連はいろいろの経過を通つたにしても、とにかくユーロ・ダラーがどんどん引き揚げられる条件ができてきたならば、少なくともこの中で十七億六千万ドルの中からは、あなたのおっしゃつたように最低一億七千万ドルといふものは引き揚げられる可能性のあるものではないのか、こういうことを私は伺いたかつたから、この点を少し詰めて伺つておる。そこをもうちよととはつきりおっしゃつていただきたい。最初のお話では、完全な別建のようなお話でちよとと理解しにくかつたのです。

○質屋政府委員 厳密に理屈を申せば別と言つて差しつかえないと思ひますが、つまりドル預金を受け入れてまして、それを解禁したものが全部が全部モフ勘定に売られるということ、これは、理論的には必ずさうだといふことではないのでございまして、手元にドルとして置いておいて貿易上の取引に自由に使ひ、そういう場合がありま

すから、今の一億七千万ドルが全部この十七億の内訳としてびつたり当てはまるといふことはどうか、こういうことを申し上げておるのでござい

ます。それと、もう一つ、それではユーロ・ダラーがどんどん引き揚げられたら、内訳になつておるんだから必ず自動的にそこから出ていくかといふと、そういうものではないのでございまして、ロンドンでユーロ・ダラーが引き揚げられますれば、これも理屈上のことでござい

ます。大部分はもちろん日本からドルを手当いたしました送らなければならぬ事態は起こるかもしれせんが、また別に外地で向こうの銀行から融資を受けてドルの手当をするといふこともあり得るわけでございます

○堀委員 どうも今のお話はさらさらと聞きにくいのです。それはいろいろな関連があつて、シビヤにこれとこれとがびしやと一緒だといふことを言つておるのじゃないのですけれど、少なくとも一億七千万ドル――一億七千万ドルなのか八千万ドルなのか

わからなければ、とにかくこれが日本の十七億六千万ドルの中に入つておるといふことを私は確認しておきたいといふことなんです。全然入つてないといふふうに私は最初聞かされたわけ

です。あなたの御説明を聞いておると、ユーロ・ダラーなりユーザンスは全然入つてなくて、ネットの保有でございましていふふうに聞かされたから、私はそれはちよとおかしいじゃないかといふこと。それと、もう一つ、今のお話で、ユーロ・ダラーがもし引き揚げられた場合には、よそからも借りられるんだといふようなお話が

出ました。それは借りられる可能性はあると思ひ。しかし、われわれのユーロ・ダラーが引き揚げられるような条件になつた場合に、一体ほんとうによそから借りられるものかどうか。私は、そういう条件がもし起きたとするならば、やはりこれはこちらから持つていかなければならぬのじゃないかと思ひ。その比重はどうなのか。そういう場合には、国内から持つていくよりも、よそから借りられる可能性が多いのかどうか。そこをどうあわせて何

とおきたい。

○質屋政府委員 これは仮定の問題でござい

ますが、かりにユーロ・ダラーが非常に大量に引き揚げられるということになれば、当然日本からドルを手当して送らなければならないといふことは予想されるのでござい

ますが、若干の減少程度であれば、現地で外銀から融資を受けてその手当をするといふことはあり得るわけでございます。現に今申し上げましたロンドンの二億一千三百万ドルというユーロ・ダラーの十一月末の数字は、前月に比較いたしますと、千四百万ドルの減少になつております。これと直接必ずしも見合

うわけではないと思ひますが、同期間中無担保借入れの残額が一億九百万ドルございまして、前月と比較いたしますと、千五百万ドルの増加といふことになつておりました。大体ユーロ・ダラーの減少額に見合ふ分だけ無担保借りがふえておる、こういう数字にもなつております。もちろん大勢としてユーロ・ダラーが大量にどんどん揚げられておるといふような事態になりま

○堀委員 これはあと横山さんがお聞きになる点かもしれないのですが、私ちよつと金利のことを伺いましたから触れておきますけれども、そうすると、今皆さんの方で考えていらつしやる金利引き下げというものと、それから今のドルの流出という問題は、完全に別個のものだといふふうに考えておられるのか。そのところはどつていふことでしょうか。

○石野政府委員 ただいま金利の引き下げの問題が取り上げられると申しますか、いろいろ議論になっておりました、そういうような雰囲気はだんだん強くなつております。これは、ドルの問題が出て参ります前、やはり貿易・為替の自由化が進むという場合に、日本の金利が高いと産業の資金コストも高い。それからまた、貿易・為替が自由化して資本取引が自由になれば、どうしても金利は国際水準に標準化すべき筋合いのものでありますから、そういう意味で、できる限り金利を国際金利水準にさや寄せていく意味で、できることなら下げていくべきだ、こういう基本的な考え方があるわけですから、そういうことで金融機関の方でもそういう問題として研究をいたしておりました、ドルの問題が起つてきたので、従つて外国から要請があつて金利を下げる、そういうような性格のものではないと思つておられます。

○堀委員 そこで、この中で、これは皆さんにお聞きしたいのか悪いのか私もよくわからないのですけれども、スイスは非常に全体として金利が低い。ところが、ここへもなかなかどんだん金やなんかいろいろなことでは流れていく。これは一体何が原因なの

か。これは率直に教えていただきたいと思つてますが、スイスは他の国と比べて著しく金利の低い国であるにもかかわらず、かなり資本なりいろいろなものが流れていくといふのは何に原因があるのか。

○石野政府委員 ちよつと所管外かもしれませんが、私の想像のようなこともまじるかもしれませんが、とにかくスイスという国は安定した国だといふことで、特に非常に自由経済といふことで為替活動も非常に自由な体制を続けておりますので、そういう意味ではやはりスイスに金が集まるのじゃないかといふように考えられます。

○堀委員 企画庁の中野調整局長がお見えになつておられるので、すから、ちよつとお伺いしたいと思つておられます。

この前、十月十二日に非常に時間のなかで来ていただいたので、いろいろと例の経済九〇成長問題をやらしていただいた中で、調整局長は、九〇の問題もあるけれども、私どもは現実の中からの積み上げによつて来年度の経済計算をやつていきたい、こういうお話があつた。そこで、そろそろその来年度についての経済計算は相当固まつてきたのじゃないかと思つて、今の来年度に対する経済計算をおやりになる場合に、今度のドル防衛に関連するいろいろな要素といふものはどういふ形で考えられているのか。来年度の国際収支計算をお立てになる場合に、この評価といふか、そういうものについて一つお答えを願ひたい。

○中野政府委員 来年度の経済見通しにつきましては、目下、企画庁を中心にいたしました、関係省ともいろいろ連絡とりまして作業を進めております。大体的に見通しをいたしましたのは、今月の終りごろに予算編成の方針といひますか、そういうものが立てられるとすればその直前ぐらいに、三十五、六年度の経済見通し及び三十六年度の経済運営の基本的態度といふものを、毎年予算編成の前に作つておりますので、そういう段取りで今やつております。

それから、来年度の見通しを立てる場合に、このたびのアイク声明あるいはハーター長官のICAの域外調達の停止といふふうな一連のアメリカのドル防衛の対策といふものの影響につきましては、もちろんこれを、現在の段階で、われわれの手でわかる限りの影響は織り込んで作るつもりでおります。これはいろいろの方面に響くわけでありますが、直接に響きますのは、まず来年度につきましても軍関係特需であります。狭い意味でのICA輸出をのけた軍関係特需にどの程度響くか。それから、もう一点は、貿易外の収入の方に響いてくるわけでありまして、それから、もう一点は、ICAの輸出、これが昨年で一億ちよつとございまして、片方の軍関係のものが三億幾らかございまして、この輸出にどういふふうに響いてくるか。いずれにしましても、来年度は、アメリカの景気後退といひますか、景気の調整過程に入つておる。一部には通説としては来年の下期くらいからは景気は上昇するのじゃないかといふことがありますが、そういう意味合から、対米輸出等もことしほどは伸びるかどうか、そういう点も十分検討しまして、そういう点もあわせまして、輸出面に対する影響、それから

国際収支としては貿易外の収入にどう響くかといふことで国際収支がどうなるか、それから輸出面にどう響くかといふことで、国民総生産にどういふ影響があつて、はたして九〇以上にいくのか、九〇ちよつとくらいにひつかかるのか、そういう点は十分検討していただくつもりであります。

○堀委員 最近新聞で伝えられておるところによりますと、大体ICAで六千万ドル、その他で六千万ドル、一億二千万ドルぐらゐではないかといふようなことが新聞に出ております。しかし、これだけ減つてもやはり乗数効果で相当需要といふものが減つてくると考えなければならぬのじゃないか。それだけにとどまらず、これは非常に広範になつてきますけれども、輸出がこれまでは日本のシェアが大体満足な状態であつたのだといふことではあります。今後やはりそのシェアがはたして守られるかどうかといふことにも問題があると思つて、今度は逆向けに輸入の面で見ても、自由化といふものがこの間の本会議の答弁ではこのくらいでやりたいのだといふことですが、はたしてそういうふうになるかどうか、私は、どうも、来年度のIMFの総会では向こうからコンサルテーションが出てくるのじゃないかといふようなことをいろいろ考え合はせてみると、この間十月十二日にいろいろとここで議論をいたしましたけれども、必ずしもあのような楽観的な見通しの上で来年は問題が処理できにくくなるのじゃないか。これまではどつちかといふと企画庁のいろいろな予測が非常に下回る傾向があつたことは、私ことしの予算委員会においてもちよつと御指

摘申し上げたのですけれども、しかし、今度は池田さんたちを初め水田さんいふ方も非常に強気の方たちで、皆さんのしりを大にたたいておられることではないか、そういうときには、今度こそ少し内輪でないと、これと重なつたような格好であると、やはり日本経済を誤る点が非常に出てくる。こういう心配があるわけですから、そこで、さつきの一億二千万ドルは、これはわかりませんが、その程度であつた場合には、今の状態では池田さんのおつしやるふうにもう日本の経済には影響ないのだ、そのくらいは簡単に乗り越せるのだといふようなお話ですが、具体的にいふと必要が減るわけですから、その必要は一体どこで伸ばすかといふことを考えなければ、そう簡単に需要減は一体どのくらいにお考えになつておられますか。

○中野政府委員 今度のドル防衛によつて直接どのくらい国際収支に響くかといふことは、いろいろ関係の事務当局では事務的に計算をいたしておりました、たとえば、先ほどちよつと例に申されましたが、一億二千万ドルといふときの基礎にはICAが半分くらい、それから円セールと申してあります例の軍人とか軍属の家族の個人消費のようなPXで購入するとかといふようなものが四千万ドル、それから、軍預金振り込みと申してありますけれども、軍機関の調達するものでございまして、それが二千万ドルぐらゐ響くのじゃないか。これはごく事務的な計算でございまして、そのようなことで、それ以上にくといふものもあるし、いや一億ドル以内にとどまるといふ見方

もございまして、もちろんまだ最終的にはきまつておりませんが、いずれにしてもその程度の影響であれば、これは御指摘のようにそれによる乗数効果なり何かというところでいろいろな影響はございしますが、国民総生産全体の伸びというものはからいって、そんなに大きいパーセンテージを占めるわけじゃない。しかし、それはそれだけにどうもならず、世界経済の動向が今後どうなっていくかというように、また日本側としても打つべき手はある。また、特にわれわれが強調したいのは、輸出振興等については、この際一段とやはり今以上に努力をせよ、当然これは対策をいろいろ考え、そうしてできるだけそういうもの、カパーもやっつけて、影響が少なくなるように手を打っていくというように、対策面のことも考えまして、見通しを立てるということにして、慎重に検討を加えておる現段階でございします。

○堀委員 実は大蔵大臣が今お見えになったので、約一時間ばかりアメリカの経済情勢からいろいろと金の問題について話をしてくいて、これは実は大臣に初めから聞いていただいていたので、大臣のお考えを承るつもりでいたのですが、まああなたがお見えにならないし、ともかくつないでくれということで、肝心なところを水田さんに聞いていたでいてないので、ちょっと残念なんです、これからもう少し申し上げて、少しお考えを聞きたいと思うのです。

実は、この間からの池田さんの演説、いろいろお話を聞いておりますと、今度のドル防衛問題に対して、この間出ました七カ条ですが、大体あれ

が中心的に取り上げられていて、それから起こるところの億数千万ドル程度のものは大したことはないのだ。きょうも石村さんの質問に対してそんなものは乗り越えられるのだといううなお話で、昭和二十八年には特需が八億ドルあったけれども、それが今五億ドルぐらいい減った、それだけ減ってきたけれども、生産は非常に伸びたじゃないか、これを乗り越えるためには、とにかく経済成長をやるのが特効薬だというように、ことをさつきお話しになった。これは本来なら私池田さんに伺いたいのだけれども、池田さんにごへ来ていただけないから、そのかわりに財政の担当者である大蔵大臣に伺いたいわけですが、実は私はこの問題について非常に重要な点があると思うのは、これはアイゼンハワー大統領が十六日に米国の国際収支の現状に対する報告を発表されたときの中にあるのですが、いろいろな基本問題、これは年頭教書の中にもすでに述べられておる問題のようでありまして、国際通商に関する問題、国際金融に関する問題、国内経済に関する問題、こうい

うような問題についていろいろと今後アメリカのドル防衛に対する問題を提起して、そのあとに、これらの処置が検討される間、政府として早急実施する処置として次のように指示するといふことになって、今度出ましたあの七カ条ですか、そういうものが書かれておる。ですから、ドル防衛について、今非常に議論をされております当面出てきたICAの問題であるとか、円セールの問題であるとか、JPAの問題であるとかいうのは、その基本的なものを整備し、処置を検討し、準備

をするまでの間の早急に実施する処置としてだけ出てきておるのだ。実はこれは氷山の一角であって、ドル防衛に對するアメリカのいろいろななかまの方というものははたして簡単なものではないうというふうに私は考えておるわけだ。

そこで、一つ大蔵大臣に伺いたいのは、一体氷山の一角であるこれと氷山の本体というものは大体どのくらいに考えておられるかということ、最初にお尋ねしたい。

○水田国務大臣 指令が具体化しないからまだはっきりしませんが、ただあの七項目以外にも影響が出てくるだろうという点も当然考慮しております。しかし、問題は、低開閉国のいろいろな援助にしましても、アメリカがある程度ドル防衛のために手を抜く、そのかわり外貨を持つて国がそれを肩がわりして援助しろということ、この夏以来のアメリカの考え方、IMFの総会のときにも、すでにアメリカは、ドイツに対して、いたずらに外貨をためていくことが能ではないのだ、それを使わないのはけしからぬのだ、こういふものをどどんと他国へ出すことによつて世界貿易の拡大をはかるといふことは、ドイツのこれらの義務だといふようなことまで言つて、こういふ問題に對するアメリカの考え方をあのときにすでに示しておたわけでございますが、そういう方向でアメリカが今後いろいろ出てくるだろうといふことはわれわれにも予想されております。そうしますと、そういう方向にきて、ドイツ、イギリス、西欧の外貨を持った工業国がそういう方面でみんなが協力するといふ態勢をとるのな

ら、アメリカのこういう措置によつてすぐに世界の不景気を来たとか、世界経済の縮小という方向は避けられる事態になるだろうと私もは見当をつけています。ですから、これは将来どういふふうになるかわかりませんが、これは各国が協力することによつて世界経済の規模を縮小するといふような方向にいかなくても済むだろうといふことをまず私もは想像して、あ

の措置によつて直接日本へどういふ影響がくるかということは一応分けて検討しているつもりでございますが、直接日本への影響というものは、今までいろいろ答弁いたしましたように、いずれにしろこの三十五年、本年度の日本の国際収支に影響を与えるようなことはないと、これは、もうはっきり言えようと思つて、三十六年度でございしますが、もう事務当局からいろいろ話があつたかもしませんが、これは相当の影響があることも今検討しております。が、この影響がフルに出てくるというものは、大体日本に關する限りは三十七年度以降ということになろうと思つて、私も、私どもはこれに對する対策はもうろん万全を期すつもりでおりますし、三十六年度に急に現われてくるだろうと予想される影響につきましても、まだ各項目の具体的な米政府の措置というものが示されておらないので、正確な把握はできませんが、きょう参議院で言いましたように、日本の域外買付を停止する、停止したあとで全部これは米国品に置きかえるかというとなかなかそうもいかないで、そこで日本などはそれに

かわつて、たとえば東南アジアの国が必要とするものを日本に求めろ、日本はそれを売つてやれというふうな、商業ベースにおける輸出という形で日本が今後めんどろを見なければならぬ問題が出てくるだろうと思つて、これは相当日本が援助の意味を持ちますから、条件は今までのような商業ベースによる条件でない、もう少し条件のきつものである日本が見てやる必要があるという事態が起こるかもしれないが、そうならそれに対処する方法をこちらでとつていく限りは、打ち切られたものがそれだけに日本に國際収支に響くのか、それにかゝる別の輸出という形で、別の方からその需要が出てくるかというように、この見

きわめない、この影響がはつきりしないというふうなものもございします。で、かりにそういうものを見ないで考えても、三十六年度、来年度における國際収支を私どもが予想して、日本の経済が、今まで経済の成長に従つて伸びてきた輸入のふえ方を一応やはり今まで通り一程度程度輸入がふえてもいいという確信力を持つといふことだつたら、経済成長にその影響は与えなくて済むでしょうし、輸出も従来通りの伸び方をします。かりに一〇%なら一〇%の輸出増といふものを確保する措置をわれわれがとり得るとするならば、やはり来年度においても經常収支で赤字を出さなくて済むところまでいく。そうすれば、総合収支においては、まだ来年の見通しははつきりはいたしません、二億ドル以上の黒字といふものを確保できる。黒字基調を続けられるというふうな見通しも立ちますので、そういう意味から、私どもは、まだ、これによつてすぐに日本の

経済成長政策を変更しなければならぬとか、この措置だけで日本の国際収支が全く狂ってしまったというふうに考えなくともいい。対処策はいろいろこちらにもあるというふうに思つて今まで答弁したというような事情でございませう。

○堀委員 お話が少し抽象的なんで、私少し具体的にいたします。アイゼンハワー大統領が、オーガスタですか、十六日に発表しました中に、一番目に、一、国際通商(A)外国、特に経済的強国に対し関税引き下げ、輸入割当の緩和、対米輸入制限の廃止を関係諸国に強く要望し、米国の商品、サービスの輸出上特に障害となる内国税その他の廃止についても要望する。

(B)必要に応じ輸出助成措置を講ずるなど輸出増強に万全を尽くす。
二、国際金融(A)友好諸国に対し、自由世界の安全を維持するための費用を十分に肩代わりするよう要請する。

(B)西側先進諸国に対し低関税国向け長期開発融資を増額するよう強く要請する。

これはそちらにございませうか。――ございませうね。それを私読み上げませんが、こういう項目について、これが実施に移されるといふことは私は明らかな見通しだと思つて、それが今おつしやるように非常に具体的な問題といふことにはおそろくまだなつてない、向こうも検討中だと思つて、しかし、予測されるものは私どもはこれ際十分これに対応して考えていかなければならない。やはりこれが今度のドル防衛の本物であつて、さつき申し

上げたように、今出ました七カ条というのはそのつなぎ的な緊急処置だといふふうには私は見ておりますので、この項目について一つ政府の御見解を承つておきたい。一つずつそれを讀んで参ります。「外国、特に経済的強国に対し関税引き下げ、輸入割当の緩和、対米輸入制限の廃止を関係諸国に強く要望し、米国の商品、サービスの輸出上特に障害となる内国税その他の廃止についても要望する。」これについてはどうでしょうか。

○水田国務大臣 要するに貿易自由化の一段の推進ということを意図しているのだと思つて、この問題は、すでにことしの七月以来日本の政府の今持つておる自由化のプログラムについては相当の検討をして、ある程度日本の特殊性といふものを認めておるといふ事情になつておりますし、また最近ガットの会議でも日本からもいろいろの問題を出しておりますし、向こうも、たとえばアメリカが一番関心を持つておる大豆のごときも、日本の関税引き上げについての了承を向こうがしているというよりなこと、最近までこの問題を中心としたいろいろの折衝をやつておりますので、私は、あの限りにおいては、そういう大きな変化が日米の間ではあまりないで済むだろうと思つております。ただ対米差別品目だけはもとから米国の強い要求でございまして、これは御承知の通り十品目のうち八品目はすでに解決している問題ですから、あとの二品目の差別撤廃を日本が急ぐというようなことは当然やるべきであらうかと思つておりますが、全般的には、日本のあの自由化計画を、すでにアメリカだけでなく、

世界の各国が了承しているということになつておりますから、私どもは、それは無関係に、日本自体として無理なく急げるものは急ぐ、これは最初からの方針でございまして、その検討はまたいたしますが、これによつて特に日本があの計画を変えられるというやうな事態ではないだろうといふふうに考えています。

○堀委員 今、対米差別十品目に限つてお話があつたのですが、私は、それだけに限つて問題を把握しておられるのは、ちょっと少し甘いのではないかと思ふ。やはりこの中で書かれておる関税の引き下げ、輸入割当の緩和、対米輸入制限の廃止といふことになる、その程度のことならここであらためていろいろふらふら出してくるほどのことはないのでないか。やはり十一月の十六日にこれが発表されたといふことは、九月の終わりが十月に大臣はアメリカにおいてになりましたが、そのときの情勢とはさらに深刻なものがあつたという評価の上に立つて、おまけにこれが大衆民主主義のケネディたちとの話し合いの上で発表されたといふことが伝えられておるといふやうなことから、私はもう少しきびしいものではないかと思つて、次に、「必要に応じ輸出助成措置を講ずるなど輸出増強に万全を尽くす」とありますが、これは私はやはり相当大きな問題になるのではないかと思つて、特に日本では今いろいろ電気製品なんか相当出て、いろいろしておりますけれども、アメリカがやはり本気になつて輸出ドライブをやるといふことになれば、これは、

今これまでのいろいろな答弁を伺つておるうちに、日本の輸出が手放しでこれまで通りいくとは考えられないのですが、この点については、その影響とそれに対する対策といふものはどういふふうに考えておるのか、ちよつと伺いたい。

○水田国務大臣 御承知のように、アメリカへの輸出が去年一年で五割も伸びたといふやうなことから、非常に日本の輸出増が目立つたために、米国の業者を刺激した事実はございました。そのために、自主規制というやうな形で、今後一度にどつと米国内市場へ日本の商品輸出を伸ばすというやうなことは、日本側も少し自重しようといふやうな話し合いから、そういう自主規制というやうな形で調整しておりますために、今年度は米国内への輸出というものは御承知のようにふえない。日本の輸出は反対に欧州、東南アジア方面に伸びる、またそちらへ伸ばすという方針を私どももとつて、きょうまできたといふいきさつもございまして、すでに米国内へだけ輸出を伸ばすというやうなことは、私どももある程度自制しておつたといふこと、ございまして、この点もこれ以上日本商品の輸出を規制するといふやうな方向で向こうが出てくるかどうかは、もう少し推移を見なければ今のところわかりません。

○堀委員 これはアメリカに対する日本の輸出の問題ではなくて、アメリカが輸出助成措置をやつて、アメリカの輸出をミューラー長官によればさらに三十億ドルふやす。昨年たしか五十億ドルのプラス、黒字だったのを、さらに三十億ドルくらいふやすのだといふこととつながりだと思は理解しておるのですが、その場合における日本の輸出との関連ですね、それと日本の輸出に対する対策といふやうなものを伺つたわけです。それはどうなのですか。

○水田国務大臣 今各国が日本に自由化を迫つておりましたが、日本としてはそれならみんな日本品の差別待遇をやめるかといふことで、各国がやめてくれるならば、日本の自由化のやり方もまだほかにあるといふやうに、条件を平等にすることを私どもは今主張しておるときでありまして、日本がいろいろな輸出奨励をすることがこのガットの精神に反すると言つてやられておるときですから、米国のもしそういうやうな方向で来るということ、従来の主張には反しておること、ございまして、そういう輸出競争が起こるというのでしたら、またこちらにいたしましても、輸出を伸ばすために各国がや程度助成策は日本もとつてやるというやうな事態になるだろうと思つて、おそろくこれは逆行ですから、そういう方向にはならないと私どもは思つて、私どもが考えるべき措置でありまして、今のところはまだ何とも言えません。

○堀委員 次に「国際金融」として「友好諸国に対し、自由世界の安全を維持するための費用を十分に肩代わりするよう要請する。」これは西独に対してはすでに駐留軍費の肩がわりの要請があつて、西独は強くそれを断つていふといふやうな実情のようですが、これは単に西独だけではなくて、こういうことになると日本の場合にもさうい

ることが起こるといふことを予測する必要があるかもしれない。そういう場合における考え方は一体どうなりましようか。

○水田国務大臣 たとえば安保条約による分担金の問題ですか。

○堀委員 そういふ格好のものになるでしょうね。

○水田国務大臣 そうだとしますと、私は、安保条約をこの間お互いに改定したばかりであつて、日本は分担金を払わないといふことがきまつたばかりでございますので、すぐに日本に復活要求がくるという事態はないだろうと、今のところは思つております。

○堀委員 その次に「西側先進諸国に対し低開発国向け長期開発融資を増額するよう強く要請する。」これはききょう議題になつておりますところのIDAにも関係してくるのじゃないかと思うのですが、このIDAの問題。それから最近話題になつておりますDAGの問題——これはIDAの方はよろしいですが、DAGの方については一体どういふことになつておるのか、事務当局から答えていただきたいと思ひます。

○資屋政府委員 DAGつまりOECDの一つの下部機構でございますが、これは後進国の援助を各国がいたしますにつきて、その総合調整をやらう、こういう趣旨のもとに、今年三月第一回の会合がありまして、七月に第二回、それからワシントンでIMF総会のあと第三回をやりまして、こういうふうによりきわめて活発に意見を交換いたしてございまして、これは十カ国参加いたしてございまして、大部分がヨーロッパの国々でございまして、東洋の国といたしましては日本のみが参加を

認められておるのでございます。この会議は今申しましたように一つの総合調整機関であるといふことでございまして、この会議自体において決議をいたしまして、どこの国は幾らの援助を分担せよといったような各国別の援助の割り振りをきめる機関ではないのであります。今日までいろいろな問題を討議して参りましたが、たとえばタイド・ローンがいろいろ問題でありまして、第三回の私が出席いたしました会議におきましては、主としてブレインヴェストメントの技術援助、つまり低開発国に對しまして投資をいたします前に、投資国がどのような技術的な援助をするか。たとえばこの国の一般的な経済状態でありまして、あるいは投資を受けようとする具体的な計画についての調査、技術的に先進国が援助する方策とか、あるいは一國がやるのはいいか、あるいは多数國が共同してやるのはいいか、あるいはまた一定の基準を作りまして、その調査の結果が、直ちにたとえば世界銀行といふような具体的な融資機関の役に立つようなものを作ることができるといふこととか、あるいはいろいろな融資機関がダブつて調査するのをどういふふうにするかといふこととか、技術的な問題についての討議を活動にいたしました。それからもう一つ、本来総合調整の機関でありますので、どこの國がどのような援助をしておるかといふことを知ることが第一の前提になるわけでございますので、援助についての情報交換の制度をどうするかといふことで、一つの情報の提供のホームをき

めるといったような作業もいたしたのでございます。また、来年三月ころ、ロンドンで第四回の會議を開くことが予定いたされております。ここでは、主として低開発國に對する援助の條件はどういふものが適當であるか、いろいろな具体的な事情に応じてどういふ場合にはどういふ援助、どういふ場合にはどういふ形なりあるいは條件なりの援助をするのが適當であらうか、そういう問題も議論し合はう、こういうことなものであります。大体DAGの件はその通りであります。

○堀委員 そうすると、今の項目に直接関連してこない部分の方が私は多くなつておるのですが、われわれに予測されるこの低開発國に對するそういう肩がわりを要請されるような長期融資といふものが当面あります。これからアメリカから要請されるもの……

○資屋政府委員 指令にありますが、後進國援助に對して今までのようになアメリカにまかせ切つていふことは、最近のアメリカの事情から、特に自由主義諸國間の協調を保つていく上において、考え直さなければならぬといふことになつたわけでございます。が、実は指令が出ます前からもそういう空氣はあつたわけでございます。私どもも、一方では外資の導入に努めておりました。ところが、他面東洋に於ける一つの先進國といたしまして、東南アジアその他の低開發國に對しての援助を、自分の國力の許す範囲内で積極的に進めていこうといふ考えはすでに持つておりました。その現われ——実はDAGに加入いたしましたのも、それから最近、インド、パキスタ

ンに對する債權者會議、これは英、米、カナダ、西獨、日本の五カ國で開催されておりますが、こういった會議に積極的に参加いたしましたのも、実はそういう考え方の現われでございます。従いまして、この指令によつてどの部分をどう具体的に肩がわりをしていくかといふことは、もちろんまだ正式な通告もございせんし、おそらくそういうことはないと申すのでございまして、従来以上にこの援助に對する態度と申しますか、方針を固めまして積極的にやるというところは、これはアメリカから言われるといふことも、一つはこういう指令の現われでもあらうかと思ひますが、実は前から私もそういう考え方で進んでおつたわけでございます。本日御審議願ひますIDAに加盟をいたすのも、そういう趣旨からでございます。

○堀委員 そこで、IDAのところをちょっとお伺ひしたいのですが、IDAの出資は、今のところは定められた形のものになるのではないかと申すのですが、今お話を聞くと、当面すぐにアメリカの海外援助を肩がわりするようなものには具体的な見込みがございまして、IDAの今の出資十億ドル、われわれの方では当初現金で六億でございますが、それと國債で二十一億ですが、幾らかを出資することになつておるようですが、今後に相當急速な出資金の増加を要求されるようなことになるのではないかと感じがするわけですが、ほかに肩がわりをさせようといふものが、こゝでと見当たらぬような感じが私

はするのです。そういう場合にやはり問題になりますのは、出資のあり方について——もちろんIDAの出資です。IDAの出資といふものは、こういう意味でわれわれももちろん必要だといふ部分もあるとは思ひますけれども、こゝへ出ていく金といふのはほとんどただのような格好で諸外國に貸されることになる。そこで、國內では、御承知のように、これは經濟の問題をみますと、世界的に先進國と後進國があると同じように、國內にも私は先進性の部分と後進性の部分があると思ひます。そうすると、國內の後進性の部分、二重構造の下部は非常に高い金利で金を借りておる。大体この前ちょっと見ましたら、市中銀行の貸し出しは、従業員が千人以上のところに対して八割とか九割とか貸し出されておる。市中銀行などといふものは中小企業にはほとんど貸し出しをしていないといふ資料があつたように思ひます。ですから、この人たちは相互銀行とか信用金庫とかいふところで借りておる。そうすると、これは歩積みと兩建になると、年の利回りが二割を越えるようなものを借りておる者があつた。外國の方の後進性の方はたゞでど

んどん貸してやるんだという矛盾がございまして、非常に大きく出てくるんじゃないか、こういうふうな思ひます。大臣は、その場合に、後進諸國の方へは今後そういうことでアメリカに協力するために大いに金を出すけれども、國內のそういう二重構造の下部にある後進的な企業に從事しておられる人に対しては一体どうしようといふのか。こゝで非常に私は不公平な問題が生れてくるんじゃないか、こゝで思ひます

はするのです。そういう場合にやはり問題になりますのは、出資のあり方について——もちろんIDAの出資です。IDAの出資といふものは、こういう意味でわれわれももちろん必要だといふ部分もあるとは思ひますけれども、こゝへ出ていく金といふのはほとんどただのような格好で諸外國に貸されることになる。そこで、國內では、御承知のように、これは經濟の問題をみますと、世界的に先進國と後進國があると同じように、國內にも私は先進性の部分と後進性の部分があると思ひます。そうすると、國內の後進性の部分、二重構造の下部は非常に高い金利で金を借りておる。大体この前ちょっと見ましたら、市中銀行の貸し出しは、従業員が千人以上のところに対して八割とか九割とか貸し出されておる。市中銀行などといふものは中小企業にはほとんど貸し出しをしていないといふ資料があつたように思ひます。ですから、この人たちは相互銀行とか信用金庫とかいふところで借りておる。そうすると、これは歩積みと兩建になると、年の利回りが二割を越えるようなものを借りておる者があつた。外國の方の後進性の方はたゞでど

が、それについての一つ大臣の見解を承りたい。

○水田国務大臣 国内における御指摘のような金融状態の改善ということ、これはまた政府としては別個の問題として徐々に解決をはかつていくつもりであります。同時に、国外においてこの問題は、ひとりでたアメリカに協力することだけではなく、日本の将来のためにもこの低開発国の援助はどうしても今後やらなければならぬ問題でございますし、特にこのやり方としましては、二国間援助、個々の国との相談によって援助する場合もございしますが、国際協調による多角的な援助という方式の中に日本が入らないということは、将来の日本にとって大きい不利でございますので、この援助方式の両面を今後日本は考えていくという以上は、これは問題が国内ではございせん外国でありまして、ことに国際協調による多角援助であります以上は、各国が負担する条件は当然日本も負担すべきでありますので、そういう点で今言つたような矛盾のような形のは出るかも知れませんが、これは対外問題として別個に考えるべき問題で、国内問題は国内問題として善処していきたい、こう思います。

○堀委員 私はそれはもの考へ方はその通りだと思うのですが、高い金利で非常に困つておる人たちが、見る、自分のところの子供にはおかゆをすりなさい、隣の子供にはごちそうを食せさせようということでは、これはやはりちよつとうちの子供はそのままでは済まないのではないか。あまり今較差が大き過ぎて、皆さんの方

では今度多少金利を考へられて、国民金融公庫と中小企業金融公庫と、これは三厘下げられる。これは片一方は九分三厘が三厘下がり、片一方は一分なのか二分なのか知りませんけれども、想像を絶するようなことでやられるということになると、私はやはりこの点の配慮というものは相當に重要なんじゃないかというふうに考へますので、IDA、それは今の条件の中で必要な部分もあるかも知れませんが、十分にこういう問題についての配慮を欠いたのでは、これは私はちよつと筋は通りにくいんじゃないかと思ひます。

最後に、さっきの問題にもう一回戻りまして、国内経済の中で非常に私は心配な点があると思ひのは、こういうことがいわれております。「経営と労働に對し米國商品の輸出市場における競争力を確保するため合理的措置をとる、積極的に市場開拓を図るよう勧告する。」こういうふうにあるわけですね。これは私はこれらのいろいろな問題の中で非常に中心的な問題だと思ひますが、日本は最近いろいろと合理化が行なわれて、相當国際競争力がついつてきた。池田さんのきょうのお話によると、ともかく乗り切るためには成長一本やりだ、こういうお話ですが、しかし、そのアメリカがそういう合理化を推進して競争をやるといふことになつた場合に、はたして今の日本のそういう技術革新にしろ、大量生産にしろ、いろいろな合理化の段階でとても私どもはこれは海外で競争することはなかなかできないんじゃないか、こういうふうに思ひますが、これに對して一体大臣はどういうふうにお考へですか。

○水田国務大臣 この日本の企業の體質改善をやつて国際競争力をつけよう、そのためには自由化はむしろ日本の経済の内在的要諦であるという考へすら持つて、政府はその方向で今日までやつてきておりますから、引き続きさらに私どもがその方向の施策を強化していくのなら、私は、国際競争に負けないで、日本の国際競争力というものは今おっしゃられた通り非常に最近強くなつて参つておりますし、これをさらに一段と推進すれば、私は国際競争に負けない日本経済を築けるという自信を持つております。

○堀委員 さっきから何つた中を見ますと、大体私の質問の仕方によつてそういうお答えが出たのか知りませんが、いずれも集約すると大したことはないのだというふうに何えることになつてゐるわけですね。その結果、さっきのお話では影響は三十七年度くらいに現われだろつたということに何えるので、私は全体の基調は非常に樂觀的だといふふうに理解せざるを得ないわけですね。しかし、私どもは、なるほど日本の最近の経済というものは非常に好調にやつてきましたけれども、これはきょう石村さんも言われましたけれども、今の皆さんがとつておられる政策だけによつて私どもはここまでできたんじゃないのです。いろいろな世界的な情勢の中における日本の位置がそういうことを可能にした要素といふものを見のがすわけにはいかない。そうすると、どうも皆さん方のお考へといふものは、ともかく最近日本の経済力は強くなつたんだから、アメリカ経済なりあるいはそういう輸出競争なんといふものは、そう大したことはないんだ、日本は日

本なりにやれるのだという考へが少し前に出過ぎておるのではないか。私は、この際には、もう少し精密な分析も必要だと思ひますし、向こう側で起きてくる問題に對処する可能性の段階といふものをもう少し検討していただかないと、今の大臣の答弁のようなことでは、三十七年度を待たずして、三十六年度の後半期において、われわれは相當困難な状態に達するのではないかと、今不安を感じられるわけです。これは議論になりますからこれでやめますけれども、そういう検討を見る

と、今の日本が立つておる地点といふものは、単にそういうふうな金の流出といふことだけではなくて、世界経済の上ではもうオーバープロダクションといふことが一つの基調として出てきておるのではないか。日本の場合について、私はこの一月にも申し上げましたけれども、日本の生産をささておるものは明らかに設備投資です。生産財が生産財を生んでおるといふ形であるならば、どこかで一つつまずきがあれば大きな影響が出てくるのではないかと、これを私は非常に不安に思ひます。慎重な検討をしていただくか、これは来年度の予算にも關係をしていただくと思ひますし、先の論議になりますけれども、アメリカのとうとうとしてゐる態度といふものは、今大臣のおっしゃつたような甘い見通しだけでは對処できないものだといふことを感じておりますので、この点で一つ御検討をいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 決して私どもは手放して樂觀しておるわけではございませんで、むしろ最も慎重にこの問題を検討して對処する覚悟を持つておるものでございしますが、こういう情勢が起つてくることは予想されましても、国民と政府が無能で何にもせずに対処策を考へないといふのでしたら、この影響は相當大きいとも言えるかも知れませんが、私どもは起つて得た現象に對しては必ずしも對処策をもつて臨むという非常に強い意欲を持つておりますので、少しぐらいの影響に對しては必ずしも克服してみせるというぐらゐの考へを持つておるために、樂觀的に聞てなおざりにしておるわけではございせん、起つて得る影響といふものについては十分慎重にやつてゐるつもりです。この点は御了承願ひたいと思ひます。

○足立委員長 横山利秋君。

○横山委員 今の最後の大蔵の御答弁は言葉としては力強く思ひますが、私は、時間がありませんから、問題を少しづつお伺ひしたいのです。

金利の問題です。金利は資金の需要と供給でまゐる、だから自然の流れにまかす、しかも金利をきめることは政府のなすべきことではなくて、日銀のすべきことだ、これが今日のまでの本委員会において政府側の一貫した基本的な態度であつたことは、みんな承知をしておるわけでありまして、しかし、それにもかかわらず、今どうしたる天下の大勢は金利引き下げの方向に向いておるし、大臣自身もこの間大阪で金利の引き下げについて言明をされたのです。私はこの問題を少し深くぐつてお聞きしたいのですから、大臣も率直にお答へ願ひたいのですけれども、金利は資金の需要と供給でまゐる、自

然の流れにまかせたい、金利引き下げというものは長期的な展望であって、努力はするけれども、それに対して相当な力をこしらえてやるようなことはしないのだという政府の一貫した方針というものは、今まだあるのかどうかという事です。それはそれだけれども、この際金利についてのものの考え方を変え、引き下げの方向にあらゆる努力をしたい、こういうお考えでありますか、どうですか。

○水田国務大臣 金利問題については、この前の国会で申し上げたときの方針に変わりはありません。基本的には資金の需要と供給によってきまるという事が言えましようが、その需要、供給の環境を作っていくことに政府の力というものは相当働き得るもののでございますから、そういう意味において、私どもは、外資の導入というようなことも、もう一步自由化を考えて、そして国内の資金量をふやすという政策をとりますし、同時に、日本の金利が決定されておる要素にはいろいろなものがございますので、金利水準を国際水準にさや寄せするといふ必要がある以上は、まず政府側でその環境を作るいろいろな仕事が残っております。金利水準を下げるために、日本の預金金利の問題も外国と比べて特別なものを持っておりますので、こういう点の是正とか、政府側でなし得る仕事も残っておりますので、こういうものを今後積極的にやることによって、金利引き下げの環境をまず私どもで作る。そして金利水準が全体として下がることを今期待しているという事でございまして、本年度中にはそういう情勢になることを私どもは

今期待して、この方針は変わっておりません。

○横山委員 私の耳には、大臣が、基本方針は変わっていないと言いながら、環境整備をするといふ言ひが、環境整備を示されたことは、やはり基本方針にも相当な変化ありと思われるのであります。今さら言うまでもございせんが、たとえば公定歩合を例にとってみますと、日本の公定歩合は約七分、アメリカは三分、イギリスは五分五厘、西ドイツは四分、フランスは三分五厘、イタリアが三分五厘でございまして、日本における金利が高いという事は一致したことであります。だれしも認めることである。従つて、その金利を下げていきたいということとは、だれしも思つておることだ。けれども、今日までの趨勢としては、あなたの言うところの環境整備ということについては積極的ではなかつたことについては私の見解に間違いがあれば、これはベースが違ふのですから議論になりませんけれども、大臣のおっしゃる環境整備といふことが、金利を引き下げる、そのための環境整備をはかるといふ御決心であるならば、今一例として預金金利の引き下げという重要な問題が出て参りましたけれども、あなたの言う環境整備といふことはどんなことを意味しておるのですか。政府としてまず先行するといふお気持らしいが、政府としてその環境整備としてやるべきことは何とお考えをございしますか。

○水田国務大臣 やはり経済成長政策をとる以上、それに見合った資金の供給といふことが一番大きい問題でございまして、そのためには資金量をふや

すという仕事をしなければならぬだろうと思ひます。それには、資本の蓄積に關する、これを阻害しておつたいろいろな制約といふものをこれから検討していく。税制もその一つと思ひますが、資金の蓄積についてのいろいろな施策をとるといふこと、国内資金が足らなければ外資を日本に導入するといふことも環境を作る一つのこととございまして、同時に、先ほど申しました預金金利というやうな問題についても合理的な検討を加える時期にきておるのではないかと思ひますし、そういう問題もやはり金利水準を下げる環境整備の一つの仕事であらうと考えています。

○横山委員 二、三、一つ一つお伺いしますけれども、市中における預金金利を下げるという事は容易でないこととございしますが、もしも政府がそれと先行をするとするならば、たとえば郵便貯金の預金金利を引き下げるという事を考えてございしますか。

○水田国務大臣 来年度の予算編成と関連して、こういうものも検討すべきときにきておると今のところ考えています。

○横山委員 この郵便貯金の金利を引き下げる、それに追隨して市中銀行の預金金利を引き下げるという御構想が明らかにするわけでありますが、そういうことをやって貯蓄意欲に影響はないとお考えでございしますか。今の金利の上下がそんなに影響がない、また影響があつてもそれは克服し得るとお考えでございしますか。

○水田国務大臣 影響が私どもは相当あるといふふうに考えております。従つて、これを克服する措置も考えなければならぬと思ひますが、そのためにはどうしたらいいかといひますと、やはり税制なども当然関係してくると思ひますので、こういう面における検討もあわせて行ないたいと思つています。

○横山委員 そこで話を少し別な方向からお伺いしたいのですが、あなたは大阪で市中金利の自主的引き下げを要望されて、その見返りには利子課税の特別措置を存続させるからといふやうな御公約をなさつたやうでございしますが、それは事実でございしますか。

○水田国務大臣 その公約はまだしてありません。はつきりとそういうことは申し上げておりません。

○横山委員 けれども、私は、はつきりとはおっしゃらなかつたけれども、今の大臣のお話によつて裏づけされたやうな気がするわけであります。あなたが市中金利の引き下げに非常な意思があり、そのためにはたとえば税制で何とかしたいといふふうに今おっしゃつたのであります。まさかとは思ひのでありますけれども、大阪でおっしゃつたことは事実だと考えられるわけでありまして、しかし、そういうお考えで税制を云々されるということとは、本委員会としては、いささか大臣の税に対するお考えについてお考え直しを願わなければならぬと思ひます。いや、これは税制の調査会においてすつたかんだかやつておるその最中に、大臣が旅先で公約されたために、そのすつたかんだかやつて議論百出しておるものを、ばつと一声で、議論は何をやつたつたためなんだ、そういう印象を与えてしまつたことは事実のやうでございします。その点について大

臣は少し責任をお考えにならなければいかぬと思ひますが、これは別といたしまして、しかし、それほどこまでに大臣は市中金利を引き下げるということについて決意を持っておられるといふことを、私は承知いたしました。

そこで、お伺いしたいのですが、逆に利子課税の特別措置を、調査会の議論を抜きにさせるまでに善処することをお約束なさつたあなたが、これは逆に市中金利が引き下がるなかつた場合にとりなさいますか。市中金利はいつごろ引き下げられるのでありましようか。この利子課税の特別措置の法案は、日ならずして本国会に出てくるわけでございますが、それと相呼応して市中金利は下がりますか、どうですか。

○水田国務大臣 今言いましたやうに、公約といふことはございせんが、私の氣持としてはそういう金利水準が下がる方向を民間にも期待しておりますので、まず政府自身の手でやれる分野の仕事だけは、これはやりたいと思つておりますので、市中金利がいつ下がるかといふやうなことは、今のところ私の方からはつきりした予測はできませんが、必ずそういう情勢になつていくだらうと信じています。

○横山委員 これはお言葉も思ひません。私の理解をいたしますのは、今日までの本委員会における政府の答弁は、一貫して金利といふものは資金の需要と供給できまるのだといふこと。それから金利といふものはわれわれが云々するものではない。多少のサゼスチョンはしても、日銀のきめることだといふのが一貫した方針だつた。それ

はあなたはその通りだとおっしゃるけれども、ここ約十分か十五分の間にあなたがしゃつた、なみなみならぬ決意というものはよくわかりました。だから、郵便貯金も考えもしましたし、税金についても一つ存続もしましたし、そのほか、本日提案されておるのですが、商工中金や中小企業公庫等の金利の引き下げも問題になってゐるわけですね。このように、あなたとしては政府の措置を先行させるという御決意をしかと承つた。けれども、それはそれで食い逃げされたらどうなさいますか。まさか大臣が何らの約束もなく、何らの手付もなく、こういうことをごんごんとおやりになるはずがないし、かかる重要な問題について本委員会ですらおっしゃるはずもないと私は思うのです。ですから、そうであるならば、公定歩合についても、それからまた市中の金利についても、郵便貯金についても、一定の一つの道筋をあなたはお腹の中に入れていらつしやうなればうそではないか。もしも、政府がやるだけやつて、あとは市中の誠意を待つというようなことはあり得ないのではないかと私は思う。いまだ少し大臣の率直な御意見を伺いたい。

○水田国務大臣 今まで申したところが大体率直な意見であります。

○横山委員 もう一つ、では逆の角度で伺いたいのではありませんけれども、先ほど堀君も聞いておったのですが、この金利の引き下げということが、かほどまで大臣もお話になるような情勢に至りましたゆえんのものは何といつても一般論としては別としても、今の問題としてはやはりドル防衛の問題が具

体的な問題としてきておるのではないかと推察されるのであります。イギリスについても、それから西ドイツについても、最近公定歩合を引き上げましたのは、結局はアメリカの国際収支の悪化に対応した、国際間の金利水準を平準化する必要に迫られたものだ。いわゆるアメリカの要請によつて、話し合つて、そしてそれじゃということになされたものだ、こういうふうに理解をいたしますが、どうですか。

○水田国務大臣 それは全くそうではございませんで、また今アメリカから要請があつたわけでもございませんで、これは今度のアメリカの政策とは全く無関係に、日本の自由化の方向がきまつた以上、これに対処する大きい一つの問題として、私もがすつと検討してきた問題でございまして、今のあなたのおっしゃられるような今度の措置とは一切無関係でございまして。

○横山委員 けれども、常識的に考えれば、今年末金融の繁忙のときでもあり、それから、政府としても、公共投資や社会保障やあるいは減税という、三本柱の景気のいい資金需要の強い政策を掲げたときでもあるし、年が明ければ、二月、三月の揚げ超になるときでもあるし、こういうときに金利の引き下げなんて議論は普通では行なわれないのです。長期の展望としては議論があつても、短期の問題として、金利の引き下げが、郵便貯金の利息を下げてもしようがないなどという大臣の御答弁は、普通だつたら大蔵委員会であらうはずがないのです。しかし、そうであつても、そういう状況を克服して、なおかつ金利の引き下げが議論されるゆえんのもの、もっと大きな議論が

なくてはならぬでしょう。その意味で、今日のドル防衛の問題といひ、イギリスも西ドイツも国際的なアメリカの今日の状況からいつて引き下げを行つたのだ。これは論議の余地がないじゃありませんか。だから、日本においても、こういう点についてはもっとフェアな気持で大臣が事情を御説明なさつた方が、世間に対する説得力があると思うのです。普通今町へ行つて、銀行へ借りに行く、なかなか貸してくれない。中小企業公庫へ行つてもなかなか貸してくれない。町へ行けば利息下げて高い。そういうときに金利引き下げという、そういう話はまつと通らないのです。それでもなおかつやるんだと言ひ以上は、もう一歩突っ込んだ政府の説明がなければ、これはだめだと私は思うのです。もう一度大臣の御説明を伺いたい。

○水田国務大臣 この前の国会で新内閣の方針として申しましたことによつておわかりだと思ひますが、私もが一番問題にしておるのは、金利の水準を日本において下げるといふところに問題がございまして、高い金利水準をレベル・ダウンするといふことは、今後の自由化に対処するためにはどうしてやらなければならぬ仕事だと私も思つて、特にあつたことを申しましたのですが、それは別に、金利は経済の調整機能を持つておるのですから、資金需要が非常にきつたときに金利を上げたりあるいは下げたりするといふ問題は、金融情勢に応じていろいろその場でとられることはあり得ると思ひます。それと今私どもの考えておるのは違ひまして、日本の金利水準を下げるということだけは、これとは無

関係にもどうしてやらなければならぬ。これをやつておいて、金融情勢の變化に応じて金融調整力を発揮させるために金利を短い期間に動かしたりすることは、今後当然あり得ると思ひますが、私も、これと一応分けて考へて、将来自由化に対処するためにも金利水準を下げなければならぬと思ひますので、この水準を下げる仕事を特に私どもは強く考へて、来年度においてこれを一応実現したいと思つてゐるわけでございます。

○横山委員 ですから、そうならばますます問題になるじゃありませんか。あなたが資金の需要と供給できまるといふ自動調節的な金利の水準の決定とは無関係に、今どうしてもやりたいのだと、それはどう理由は一休何であるかといふことを私は聞いておるのであります。今経済の状況は金利引き下げという条件にない、ないにかかわらず、また今までの基本線でないにかかわらず、そこまで金利引き下げをあなたが熱心におっしゃる理由は何であるか、今必要なその積極的な理由は何であるかと言つて聞いているのですが、あなたはそれに対してすなおな御答弁をなさらないじゃないですか。

○水田国務大臣 今言つたようなこととございまして、日本の特殊事情とでも申しますが、資本の蓄積の少ない国でございまして、今言つたように金利は需要供給の關係でございまして、金利を必要供給の關係でございまして、日本の現状から見なかなかな資金がゆるむといふときはありませんので、そういうこととていつておつたら日本において金利水準を引き下げるといふ仕事はなかなかできないというふうに感じまして、

私どもは、やはりここで資金需要が窮屈であるという、本来なら金利を上げなければならぬと思はれるようなときにおいても、一べんこの水準を下げることは強い決意でやらなければならぬだらうと考へましたので、私も、内閣に就任以来そのことを考へて、いろいろやつておるということとてございまして、今そうじゃないやないか、こういう時期ではないかと言ひましたら、この仕事はなかなかできるものではないと思ひましたので、私も、現実のそういう事情にそうわずらわれないで、日本の将来の政策としてやるべきことはやる、そしてそのときどきの金融事情によつて金利が上がり下がりがあつてもいいんだ、これは分けて考へて、やはり強くやらなければ実現はできないという決心で当たつてゐるというだけでございまして、特に何かがあつたから、ここへ来てそれを特殊な事情で強く考へてゐるというよりな問題ではございません。

○横山委員 納得できません。あなたは私の質問にほんとに答えてないじゃないですか。くどく言つて恐縮であります。本来ならば金利を上げなければならぬような状況であるけれども、ここでやらなければならぬからとおっしゃる。なぜここでやらなければならぬのかと聞いておるのです。そのなぜというのを、あなたは特殊な事情は何もないとおっしゃる。何もなければならぬ。何を理由にないじゃないか。そこをどうして今それが必要なのか。今あなたの答弁をもつてするならば、今であつても再来年であつてもいいんだけ

れども、今やるんだ、こういう意味になつてしまふ。堂々めぐりでなくて、普通だったら金利を上げなければならぬような情勢のもとに、なぜ今それを決意してやらなければならぬのであるか、これが聞きたいのです。

○水田国務大臣 それは、先ほども申しましたように、日本の技術革命はいふ進んでおりますし、いろいろな点から日本の国際競争力が今ついで参つており、そのために輸出も進んでおりますが、まだ欠けておるのは、これらの自由化に対処するために、日本の金利水準が外国に比べて非常に高いというところが、日本の競争力を減殺しておる大きな原因となつてきております。政府がこの問題について解決に当たるということとは、これは政府の施策としてどうしても必要な問題だと考えて、この問題を私どもが取り上げたわけでございます。日本の経済は今この問題を解決するところまできているんだという事情から、私どもはこの問題を取り上げているというわけでございます。

○横山委員 押し問答になつて参りましたが、もうこれでやめたいと思ひますが、どなたが聞いていらつしやうても、少なくとも消極的な理由にはなるけれども、積極的な理由にはならないと判断せざるを得ない。これは郵便貯金の利子を下げるようなことを招き、あるいはそれが貯蓄意欲を阻害するといふようなおそれがある場合においては、もう少し積極的な理由を持つて政府が事に当たりませんか、私どもはもちろんでありますが、国民を納得させるわけには参らぬということを、私は警告をいたしたいと思ひます。

その次の問題は、時間がもうございませぬから、恐縮でございますが、きつめて簡単な問題を二つばかり、大臣の善処をかたがたお願いしながら、聞きたいと思ひます。

一つは税金の問題であります。総選挙の最中、私どもは税金それ自体についていろいろ議論はいたしましたものの、具体的な問題についてはやはり目を離しておりましたところ、いろいろな問題が出ました。時間の関係上簡単に一例を申し上げますが、ついでこの間、名古屋で、国税局と税務署が一緒になつて、あるうなぎ屋さんを八日間調べたのであります。何も出なかつた。うなぎ屋さんがとうとう怒つて、おれは初めから何にもないと思つておるのに、何でそり一生懸命にやるかと言つたら、税務署の人がいわく、これは局の命令だからしやうがない、がまんしてちやうどい、お宅の白だということはおもひつかつておる。それじゃ何のためにやるのですかと云つたら、一つのモデル調査だ、税務署の用語で言いますと基幹調査だ、こういうわけですね。効率表、標準率表ともなるべきものでありましょ。それだけかと思つたら、東京でも同じ事件が起きています。それで、調べてみましたら、実は全国的にいつもやつておることだそうであります。まことにこれは驚いた話であります。別に中小企業が問題があるのかかわらず、基幹調査と称して非常に周密な、電力の使用から生計に至るまで、とことんまで調べて、そのうなぎ屋さんは二階の一室を提供して、八日間シラミつぶしに調べたそうです。初めのうちは、うなぎ屋さんも、まあにらまれてもいやだからとい

う気持ちであつたのでありますが、しまいにほんとうにかんかん怒つて、税務署の職員は平あやまりにあやまつて、一つ頼む、お前のところは今度何かあつたときには大目に見るか、一つよろしく頼むと言わねばかりにやつたのでありますが、全国的に行なれておる基幹調査について、これは十分にお考え直しを願わなければならぬというのが一つであります。

それから、年末を差し控えて、中小企業の商店にしろ、工場にしろ、十二月に入つたならば大へんに多忙なんです。年が明けても同じであります。それにもかかわらず、例月と同じように調査その他が行なれておるといふ事情については、これはいかなるものであらうかと思つておりますが、大臣、一つ年末年始の税務署の検査あるいは査察あるいは差し押さ等については、十分これは国税庁としても配慮すべきものではないか、こう思ふのです。いかがでございますか。

○村山政府委員 これは国税庁長官からお答えした方が適當だと思ひますが、私もつい一、二年前まで国税局におりましたので、その辺の事情を多少存じておりますので、申し上げてみますが、おっしゃる通りに、標準率調査あるいは効率調査につきましては、記帳の正確でない人たちにつきましては、ある指針を求めるといふ意味で、どうしても必要なデータでございます。従いまして、そういう意味で納税者のうち比較的記帳が正確だと思われるものを中心にいたしまして、そのデータを固めて参るわけでございます。ただ、おっしゃる通りに、そういう意味の調査——もちろんその調査も目的にはし

ておりますけれども、主たるねらいは標準率あるいは効率要素を確定するといふことでございしますので、おっしゃる通りに、納税者の迷惑もかまわず八日間もやつたといふのはちよつとわかりかねますが、事情をよく納税者の方にお話して、そういうデータをとつて参るといふことでございませう。

なお、年末の忙しい時期には、納税者の迷惑にならないように、できれば調査を差し控える、あるいは滞納処分につきましても、その辺のことについて手心を加えるといふことは、国税庁におきましても、例年、特に滞納問題でございますが、通達を出して実施しているような状況でございます。おそれくことしも同じような方針でやるのではなからうかと思ひわけでございます。

○横山委員 委員長にお願いしたいのでありますが、時間がございせんから、詳細な事情を申し上げるわけに参りません。明日か明後日の理事会に私の意見を付して、ぜひとも本委員会において本問題について何らかの結論に到達されんことを私は希望して、委員長に善処をお願いしたいと思ひます。

それから、第二番目の問題は、大臣にお伺ひしたいのですが、これは最後ですが、今国家公務員及び三公社五現業等の地方公務員等のベース・アップや年末手当の問題が大詰めにございませう。ところが、これらのほかに公園、公庫の職員というものがやはり問題になつておるわけでありませう。ここにモデルとして申し上げますのは、日本住宅公団の労働組合と住宅公団とが三十

五年度第二次給与改定に対する覚書を交換して、ベース・アップについて妥結をいたしました。しかるところ、これは、話を聞きますと、大蔵大臣は、また大蔵省はかもしませんが、その妥結の内容に異議を持つて、もう少し上の方を上げろとか、あるいは総額がどうかといふようなことで異議を言つて、妥結はいたしましたものの、その実行ができない状況にあるわけでありませう。聞くなら、この住宅公団のみならず、他の公団及び公庫につきましても、これが災いして、実質的な団体交渉がほとんど進展をいたさないようでございます。これはまことに奇怪なことでございます。大蔵省は、労使の間に妥結したその内容に、これが上が薄いの、厚いの、もう少ししろといふような権限があるうとは、私は考えられないのであります。大臣としては、この事情を御存じでございますしやうか。

○水田国務大臣 大蔵省がきめるという問題ではなくて、関係公庫の幹部が、同じような機関との均衡をとるためといふところから、いろいろ検討しておるといふことださうであります。

○横山委員 労使の間で賃金の交渉が行なわれて、それによつて問題が妥結したんです。その妥結した内容について、大蔵省が、今大臣のおっしゃることによれば、他の均衡上検討しておるといふ、これは体裁のいいことですが、異議を唱へておることになつて、妥結し調印した内容に大蔵省が異議を唱へ、それに反対しておるために実行ができないといふばかげたことがあるであらうか。聞くなら、主計局から——これはうそかもわかり

ませんが、一ぺん聞きたいと思ひますが、何か主計局は、各公団に対しまして、特殊法人の、つまり公団、公庫等のベース・アップは今回の補正予算等には認めない、かりに将来ベース・アップをするにしても、公務員よりベースが上のものについてはベース・アップを認めない、こういう通知をしたそうではありますが、大臣は御存じでございましょうか。

○水田国務大臣 大蔵省からそういう通知を出したことはございません。

○横山委員 主計局がそういう口頭なり何なりで言ったということは、あなた是否定なさいですか。——大臣はよく御存じないよりでありますから、主計局長あるいは給与課長がやったことだとするならば、これは大臣、撤回さしていただかなければなりません。もし大蔵省が約二十くらいに余る公団、公庫等の理事者側との団体交渉で話のまとまったものすらけちをつける、そうしてまとまっていけないものについては、お前ら幾らやってもおれらがうんと言わなければだめだというふうに牽制をしておる。そういうことをしておるとするならば、あらゆる団体交渉は無意味であります。だから、私はそういう相談を受けたならば——まさかそんなことを大蔵大臣はなさるはずはない。これは下僚の者が官僚ばしってやったものではあるまいか。もしそれが事実であるとするならば、公団、公庫等の理事者側を相手にするな、みな大蔵省に行つて、大蔵大臣あるいは主計局長ないし一番下の給与課長と団体交渉をやれ、おれが引率すると言つてやつたけれども——これは冗談でござ

いますが、それではみんな公庫、公団

の職員がそういうことになつてしまふのですよ。そう考へてしまふ。だから、こういうことはおやめになつて、少なくとも、たとえば例としております住宅公団の労働組合と住宅公団の理事者側で妥結したこの内容というものは、なまでそのまゝ一日も早く実行させて、年内に給料が渡るようにしてやりなさいよ。今あなた方が文句を言つておるならば、このせつかく妥結した内容のものですら年内に渡らないのですよ。そういうおそれが十分にありません。ですから、私は、これはきよりのほんとうの議題ではないのだけれども、せつかく妥結したものが年内に渡るかどうかというのを心配して、大蔵省が大蔵省がとみんな言つてゐるのですから、この辺は、労働協約として妥結したものを、あなたとして、きちんと主計局長なり課長に、そういう余分なことまで言うんじゃない、早くこれを実行させてやれというふうに裁断を下していただきたいと思ふ。

○水田国務大臣 経過は十分聞きました、あとからこの委員会で主計局長から答弁させます。

○足立委員長 次会は明十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時十一分散会